

官報

昭和四十一年七月二十九日

第五十二回 参議院會議録追録(その一)

〔第四号参照〕

審査報告書

アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件
右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年七月十六日

外務委員長 木内 四郎
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、アジア及び極東の地域にある低開発諸国の経済開発に寄与するため、基本的にアジアの性格を有する国際銀行を、これら諸国及び先進諸国の共同出資によつて設立することを目的として銀行の資本、業務及び組織等を規定したものである。この協定を締結することは、わが国がアジア低開発諸国に対する経済協力に積極的貢献し、もつてこれら諸国とのきずなをいっそう強める見地から、妥当な措置と認められた。

二、費用

わが国は二億ドル(七百二十億円)の出資を約束しているが、このうち昭和四十一年度一般会計予算には三十六億円が計上されている。

〔第五号参照〕

審査報告書

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

昭和四十一年七月二十九日

参議院會議録追録(その一)

審査報告書(第四号参照)

審査報告書(第五号参照)

一

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年七月二十一日

大蔵委員長 徳永 正利
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、アジア開発銀行への加盟に伴い、アジア開発銀行を設立する協定によつてわが国が出資すべきものと定められた合衆国ドルの金額(本邦通貨七百二十億円相当額)の範囲内において、本邦通貨(一部国債による)ことができる)によりアジア開発銀行に出資するための所要の立法措置を講じようとするものである。よつて、適当な措置と認める。

二、費用

昭和四十一年度一般会計予算に、アジア開発銀行への出資に必要な経費として三十六億円が計上されている。

審査報告書

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年七月二十一日

大蔵委員長 徳永 正利
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、アジア開発銀行への加盟に伴う出資の財源及び昭和四十一年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、外国為替資金から一般会計に繰入れをすることができるとするほか、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二議定書に基づき、大韓民国から清算勘定の残高に係る賦払金の処理につき要請があつた場合に、同資金に生ずる損失は、同資金の金額から減額して整理するものとしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

昭和四十一年度一般会計予算において、アジア開発銀行への加盟に伴う出資財源に充てる三十六億円と一般会計の歳出財源に充てる百六億九千二百万円との合計額百四十二億九千二百万円が、外国為替資金からの受入金として計上されている。

〔第六号参照〕

審査報告書(災害対策特別委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第二十一号 台風四号による岩手県下の災害対策に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十一年七月二十二日

災害対策特別委員長 成瀬 幡治
参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(大蔵委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第三十六号 バナナの輸入関税率引下げに関する請願

第一七六号 国民金融公庫環境衛生部融資に係わる公衆浴場業者の借入金利子に対する特別減免措置に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十一年七月二十六日

大蔵委員長 徳永 正利

参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(外務委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第七四号 在日朝鮮人帰国協定の延長に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十一年七月二十六日

外務委員長 木内 四郎
参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(内閣委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第二十六号、第三十九号、第四五号の不均衡是正に関する請願

第二十七号 国立大学教官の待遇改善に関する請願

第七五号 恩給法等の一部改正に関する請願

第九十一号、第一五三三三、第一五四号 暫定手当制度改正に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十一年七月二十六日

内閣委員長 熊谷 太郎
参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(農林水産委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第四号 動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願

第二十二号 食糧自給政策の確立等に関する請願

第一三十一号 肉牛増産対策に関する請願

第一四八号、第一四九号 辺境地振興に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十一年七月二十六日

農林水産委員長 山崎 齊
参議院議長 重宗 雄三殿

昭和四十一年七月二十九日 参議院會議録追録(その一) 審査報告書(第六号参照) 審査報告書(継続案件)

審査報告書(建設委員会第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第二三三三 主要地方道岐阜揖斐川木之本線等の国道昇格に関する請願

第一三二二 中、小河川改修促進に関する請願

第二三三三 国道十三号線栗子トンネルの換気施設早期設置に関する請願

第一四四四 公共土木施設災害復旧事業早期完成に関する請願

第一四六六 第一四七七 地方道に対する道路改良事業拡充に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十一年七月二十六日
参議院議長 重宗 雄三殿
建設委員長 松永 忠二

審査報告書(文教委員会第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第一八八号、第一九〇号、第二二九号、第二八四号 東京都玉川上水路保存のため文化財保護法による史跡指定に関する請願

第二八六号、第六三三号、第七三三号、第八五五号、第一七七七号 義務教育における算数教育強化に関する請願

第一三九号 「編物」正課拡充振興に関する請願

第一六二二号 「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の一部改正に関する請願

第一九三三 義務教育における毛筆習字必修に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十一年七月二十六日
参議院議長 重宗 雄三殿
文教委員長 二木 謙吾

審査報告書(科学技術振興対策特別委員会第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第一三三三 国産電子計算機振興のための利用増大方策の実施に関する請願

第一四四四 アジア・エレクトロニクス会議の恒久化等に関する請願

第一五五五 東京にアジア・エレクトロニクス研修センター設置に関する請願

第一六六六 大学に情報処理研究施設設置に関する請願

第一七七七 科学技術庁に電子局設置に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十一年七月二十六日
科学技術振興対策特別委員長 大森 創造
参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(石炭対策特別委員会第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第六六六 石炭政策の確立並びに産炭地域振興に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十一年七月二十六日
石炭対策特別委員長 大矢 正
参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書(社会労働委員会第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第二二二 全国各首人会(復生病院を含む)に対し高級録音機十二台支給等に関する請願

第三三三 母子保健法の内容充実に関する請願

第四四四 第四一五、第五九〇、第九二二、第一二八八 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

第四二二、第一五二二、第一六六六、第一六七七、第一六八八、第一六九九、第一九一一 戦没者遺骨収集促進に関する請願

第六九九、第一六五五 老後の生活安定のため高齢福祉年金増額に関する請願

第一〇四四 療養業務(医療類似行為)の新規開業の制度化に関する請願

第一二九九 環境衛生金融公庫設立に関する請願

第一三七七 国民健康保険の国庫負担金増額等に関する請願

第一三八八 高齢福祉年金支給に関する諸制限撤廃等に関する請願

第一四二二、第一四三三 同和対策審議会答申の完全実施に関する請願

第一五〇〇 離島における医療施設の整備と医療従事者確保の立法化に関する請願

第一五一五 栄養士法第五條の二の第二号改正に関する請願

第一六四四 ソ連長期抑留者の国家補償に関する請願

第一七三三 少年非行対策に関する請願

第一九四四 国立水戸病院にがん研究所設置に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十一年七月二十六日
社会労働委員長代理理事 藤田 藤太郎
参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

旧勲章年金受給者に関する特別措置法案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日
内閣委員長 熊谷 太三郎
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要
本法案は、第五十一回国会の会期末に衆議院から提出され、閉会中継続審査を行なうこととなつたが、資料の収集に止まり審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

売春防止法の一部を改正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日
法務委員長 和泉 覚
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本法律案は、第五十一回国会に提出され、提案理由の説明を聴取したが、慎重な審査を必要とするため、閉会中継続審査を行なうこととなつた。閉会中においては主として資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日
外務委員長 木内 四郎
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本協定は、第五十一回国会に提出され、提案理由の説明を聴取した後、政府当局に対し質疑を行なつたが、なお、慎重な審査を必要とするため、閉会中継続審査を行なうこととなつた。閉会中においては主として資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(第五十一回国会開法第四〇号)(継続案件)

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(第五十一回国会開法第七六号)(継続案件)

右の件については、審査を終りなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

大蔵委員長 徳永 正利

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

両案は、第五十一回国会開会中においては、提案理由の説明及び補足説明を聴取し、質疑を行なつた。

閉会中においては、主として資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終りなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

大蔵委員長 徳永 正利

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本案は、第五十一回国会開会中においては、提案理由の説明及び補足説明を聴取し、質疑を行なつた。

閉会中においては、主として資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案(継続案件)

右の件については、審査を終りなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

社会労働委員長 千葉千代世

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本法律案は、第五十一回国会に提出され、同国会において、提案理由の説明及び参考人の意見を

聴取し、政府に対して質疑を行なつた。これに続く閉会中は資料の収集に努めたが、なお充分検討の必要があり、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終りなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

社会労働委員長 千葉千代世

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本法律案は、第五十一回国会に提出され、同国会において、提案理由の説明を聴取し、これに続く閉会中は資料の収集に努めたが、なお充分検討の必要があり、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

診療エックス線技師法の一部を改正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終りなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

社会労働委員長 千葉千代世

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本法律案は、第五十一回国会に提出され、同国会において、提案理由の説明を聴取し、これに続く閉会中は資料の収集に努めたが、なお充分検討の必要があり、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

特許法の一部を改正する法律案(第五十一回国会開法第一二九号)(予備審査)(継続案件)

実用新案法の一部を改正する法律案(第五十一回国会開法第一三〇号)(予備審査)(継続案件)

右の件については、審査を終りなかつた。よつ

て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

商工委員長 村上 春藏

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

第五十一回国会開会中に両法案の提案理由の説明を聴取したが、同国会閉会中においては、その期間が極めて短かつたため審査を行なうに至らなかつた。

審査報告書

土地収用法の一部を改正する法律案(第五十一回国会開法第一四四号)(継続案件)

土地収用法の一部を改正する法律施行法案(第五十一回国会開法第一五一号)(継続案件)

右の件については、審査を終りなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

建設委員長 松永 忠二

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

両法案は、第五十一回国会開会中においては、提案理由の説明及び補足説明を聴取し、質疑を行ない、閉会中においては、資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

内航海運業法の一部を改正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終りなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

運輸委員長 江藤 智

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本法律案は、第五十一回国会に提出され、同国会において提案理由の説明を聴取し、また閉会後においては資料の収集に努めたが、審査を終了す

るに至らなかつた。

審査報告書

昭和三十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十九年度政府関係機関決算書(継続案件)

昭和三十九年度国有財産増減及び現在額総計算書(継続案件)

昭和三十九年度国有財産無償貸付状況総計算書(継続案件)

右の件については、審査を終りなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

決算委員長 鶴岡 哲夫

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十一回国会開会中及び同開会中において、表記の件に關し、政府当局の出席を求め、概要の説明を聴取し、総括質疑を行なつた後、法務省、裁判所、参議院、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会、国立国会図書館関係の質疑を行なつたが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

消費者基本法案(予備審査)(継続案件)

右の件については、審査を終りなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

物価等対策特別委員長 吉江 勝保

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本法律案は、第五十一回国会に提出され、同国会において、提案理由の説明を聴取し、これに続く閉会中は、主として資料の収集に努めたが審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

物価安定緊急措置法案(予備審査)(継続案件)

昭和四十一年七月二十九日 参議院會議録追録(その一) 調査報告書

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

物価等対策特別委員長 吉江 勝保

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本法律案は、第五十一回国会に提出され、同国会において、提案理由の説明を聴取し、これに続く閉会中は、主として資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

内閣委員長 熊谷太三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十一回国会開会中、恩給及び退職手当の通算に関する件について、政府委員に質疑を行ない、昭和四十一年度における行政機構及び定員改正に対する行政管理庁の基本方針に関する件について、行政管理庁長官及び政府委員から説明を聴き、同長官に質疑を行ない、沖縄問題に関する件について、琉球政府立法院議員を参考人として出席を求め、意見を聴き、同参考人に質疑を行ない、国家公務員制度に関する件について、佐藤人事院総裁及び政府委員に質疑を行なう等調査を行なつた。

なお国の出先機関公務員制度等の実情調査のため、徳島県、香川県及び高知県に委員を派遣した。閉会中は主として資料の収集に努めたが、その対象が広範多岐にわたつており調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国の防衛に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

内閣委員長 熊谷太三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十一回国会開会中、昭和四十一年度防衛庁関係予算に関する件について、松野防衛庁長官及び政府委員から説明を聴き、太田大泉飛行場に関する件及び島松演習場等に関する件について、松野防衛庁長官及び政府委員に質疑を行なう等調査を行なつた。

なお自衛隊の実情調査のため、徳島県、香川県及び高知県に委員を派遣した。

閉会中は主として資料の収集に努めたが、その対象が広範多岐にわたつており調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

地方行政委員長 岸田 幸雄

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十一回国会開会中から同国会閉会後にわたり、地方行政の改革に関する調査の一環として、左記事項に關し、労働大臣、自治大臣、行政管理庁長官及び関係府当局から説明を求め、質疑を行なつたほか、関係資料の収集を行なう等鋭意調査を進めたが、その対象が広範多岐にわたつてゐるため、調査を終了するに至らなかつた。

記

一、昭和四十一年度自治省及び警察庁関係予算並びに提出予定法律案に関する件

二、昭和四十一年度地方財政計画に関する件

三、産炭地域の財政援助等に関する件

四、地方公務員の給与、定年、共済組合及び互助会に関する件

五、地方事務官制度に関する件

六、特別職の地方公務員の私企業への関与に関する件

七、ILO八十七号条約関係改正国内法のタナ上げ部分の政令施行に関する件

八、最近の温泉地等における火災事件に関する件

九、警察行政及び警備警察に関する件

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

法務委員長 和泉 覚

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会においては、本件調査について第五十一回国会開会中、沖縄における犯罪に対する裁判権に関する件、法務省共済組合に関する件、法務省職員等の定員等に関する件、出入国管理に関する件、司法修習に関する件、森脇事件に関する件、昭和四十一年度法務省関係予算及び裁判所関係予算に関する件、選挙違反事件に関する件、精神障害者の犯罪に関する件、外国人登録に関する件、法務局における税務署通知問題に関する件、兜春対策に関する件、近江絹糸事件に関する件、少年法改正に関する件、米軍基地における米人犯罪及び刑事特別法に関する件、横須賀における朝鮮人家宅搜索事件に関する件等について調査を行なつた。

第五十一回国会閉会後においては、関係資料の収集、検討を行なつたが、本調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国際情勢等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

外務委員長 木内 四郎

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会においては、第五十一回国会開会中、椎名外務大臣のソ連訪問、アジア外交の諸會議問題、核拡散防止協定問題、水戸射撃場返還問題、アジア外相會議問題、防衛問題、ヴェトナム問題、日米安保体制に関する問題、横山特使派遣問題、軍縮問題、中共核実験問題、沖縄問題、北朝鮮技術者入国問題、米原子力潜水艦日本寄港問題及び中国問題等については椎名外務大臣、三木通商産業大臣及び安井総理府総務長官の見解を質すとともに、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行ない調査を行なつた。

ついで、閉会中においては当面の外交上の諸問題について、主として資料の収集を行なつてきたのであるが、未だ調査を終了するに至つていない。

調査報告書

租税及び金融等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

大蔵委員長 徳水 正利

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十一回国会開会中において、当面の財政及び金融政策、証券業の現状、自動車工業における合併問題、接収貴金属等の諸問題について、大蔵大臣及び関係当局、日本銀行に対し質疑を行なつた。

次いで閉会中においては、資料の収集を行なつたが、その対象が広範多岐にわたつており、調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

教育、文化及び学術に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

文教委員長 二木 謙吾
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十一回国会において、教育、文化及び学術に関する調査に關し、文化財の保護に關する件、学力テストに關する件、産炭地域における教育問題に關する件、社会教育に關する件、補習授業に關する件、学校保健に關する件、私立大学に關する件、特殊教育に關する件、學術雑誌の郵送料に關する件等について文部省等関係当局に対し質疑を行ない、同閉会中においても資料の収集等を行なつた。

調査報告書

社会保障制度に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

社会労働委員長 千葉千代世
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

第五十一回国会及び同閉会中においては、本調査の一環として、厚生行政の基本方針、昭和四十一年度厚生省関係予算、米軍負傷兵の検疫、伝染病予防体制、名古屋市中におけるジフテリア予防接種、食肉衛生、水銀中毒、国立療養所等の運営、医業類似行為並びに理学療法士及び作業療法士法の運用、看護婦対策、医師の実地修練及び無給医局員制度、医薬品対策、輸血、公益質屋等の諸問題について、政府当局から説明を聴取し、質疑を行なつた。

右のほか、関係資料を収集する等鋭意調査努め

たが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

労働問題に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

社会労働委員長 千葉千代世
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

第五十一回国会及び同閉会中においては、本調査の一環として、労働行政の基本方針、昭和四十一年度労働省関係予算、ILO問題、不当労働行為、春闘、タンカー事故、空知炭鉱等の労働災害、家内労働、最低賃金制度、失業保険制度、国有林労働者の雇用安定、港湾労働法の施行状況等の諸問題について、政府当局から説明を聴取し、質疑を行なつた。

特に、新東洋硝子株式会社における不当労働行為問題については、使用者側及び労働者側から参考人を招き、事情を聴取した。

なお、一酸化炭素中毒症対策に関する決議を行なつた。

右のほか、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

農林水産政策に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

農林水産委員長 山崎 齊
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十一回国会開会中、左の件について農林大臣及び関係政府当局の出席を求めて調査を行なつた。

(一) 昭和四十一年度農林省関係の施策及び予算に関する件

(二) 韓国警備艦による漁船捕獲事件に関する件

(三) 蔬菜、畜産物及び飼料の流通に関する件

(四) 乳価の不足払いに関する件

(五) 国有林野の経営に関する件

(六) 北太平洋の公海漁業に関する国際条約に関する件

(七) 食糧需給計画及び外米輸入問題等に関する件

(八) 農業基本法に関する件

(九) 食糧自給体制等に関する件

(十) 土地改良長期計画等に関する件

(十一) 北洋漁業等に関する件

(十二) 農業の所得格差に関する件

(十三) 畜産事業に関する件

(十四) 漁業の生産基盤整備及び水質汚濁防止に関する件

(十五) 遊休開拓地に関する件

(十六) 国有林労働者の給与問題に関する件

(十七) 昭和四十一年六月の降ひによる被害に関する件

(十八) 乳価問題に関する件

第五十一回国会開会中においても、資料を収集整備する等鋭意調査を進めたが、本件はその対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書
産業貿易及び経済計画等に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

商工委員長 村上 春藏
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要
本委員会においては、第五十一回国会開会中「産業貿易及び経済計画等に関する調査に關し、左の事項について政府関係者の出席を求め質疑を行ない、あるいは現地に委員を派遣して実情を調

査し、閉会中においても資料の収集整備する等鋭意調査を進めてきたが、調査の内容が広範多岐にわたつてゐるため、結論を得るに至らなかつた。

調査項目

- 一、通商産業省及び経済企画庁の施策に関する件
- 二、公正取引委員会の業務概況に関する件
- 三、中小企業に関する件
- 四、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
- 五、商品取引所に関する件
- 六、銀行融資と中小企業金融に関する件
- 七、商工会に関する件

委員派遣
一、日本万国博覧会の準備状況及び実施計画等の実情調査
なお、日本万国博覧会開催計画促進に関する決議を行なつた。

運輸事情等に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

運輸委員長 江藤 智
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要
本委員会は、第五十一回国会開会中において、全日空機・カナダ太平洋航空機・英国海外航空機の遭難事故に關連し、航空機の安全性、航空管制官の処遇、乗務員の養成、航空業界の再編成の問題等を調査検討するとともに、新東京国際空港設置問題については参考人を招致し現地の意見を聴取し質疑を行なつたほか、国鉄経営、陸運行政、観光行政及び日韓共同水域における日本漁船の捕事件等についても関係当局より説明を聴取し調査を行なつた。

また、閉会中においても資料の収集を行なう等調査を進めてきたが、本件はその対象が広範多岐にわたつてゐるため、いまだ調査を終了するに至らなかつた。

昭和四十一年七月二十九日 参議院會議録追録(その一) 調査報告書

調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

通信委員長 野上 元

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十一回国会開会中及び同国会閉会中において、郵政事業、電気通信事業、電波監理及び放送等につき鋭意調査を進め、その間、基本的な電気通信政策の問題(京都祇園における私設電話)、簡易郵便局制度及び九州地方における労務管理等について質疑を行ない、また、委員派遣を行ない地方の実情を調査するとともに資料を収集したが、結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

建設委員長 松永 忠二

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十一回国会開会中、左の件について関係政府当局の出席を求めて調査を行なつた。

同閉会中においても、資料を収集整備する等鋭意調査を進めたが、その対象が広範多岐にわたるため調査を終了するに至らなかつた。

(一) 高速自動車国道の建設計画に関する件

(二) 閩門国道橋の架設に関する件

(三) 北海道開発庁の事業計画等に関する件

(四) 昭和四十一年度建設省関係の施策及び予算に関する件

(五) 昭和四十一年度首都圏整備委員会の施策及び予算に関する件

昭和四十一年度近畿圏整備本部の施策及び予算に関する件

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

参議院議長 重宗 雄三殿

予算委員長 石原幹市郎

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十一回国会開会中、予算の執行状況に関する調査を行なうこととしていたが、開会中は、主として昭和四十年補正予算及び昭和四十一年度総予算の審査に當つていたため、調査を行なうことができなかった。

また、閉会後も引き続き調査を進めることとしていたが、本件が対象が広範多岐にわたり、かつ、予算の執行が年度の途中にあるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

参議院議長 重宗 雄三殿

決算委員長 鶴岡 哲夫

経過の概要

本委員会は、第五十一回国会開会中及び同閉会中、表記の件に関し、昭和三十八年度決算、昭和三十九年度決算の審査と並行し、資料の収集、検討あるいは委員派遣を行なう等、調査を進めてきたのであるが、本件は、その対象がきわめて広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

災害対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

災害対策特別委員長 成瀬 幡治

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十一回国会開会中、長野県松代町周辺の地震災害対策、青森県三沢市の大火による災害対策及び降ひょうによる農作物等の被害対策等について、上原科学技術庁長官、瀬戸山建設大臣及び関係政府当局並びに参考人の出席を求めて意見を聴取し質疑を行ない、とくに松代町周辺の地震災害及び降ひょうによる農作物等の被害の実情調査のため、長野県、群馬県、埼玉県及び茨城県下に視察を行なつたほか長野県松代町周辺の地震災害対策に関する決議を行なつた。

同閉会中においても、台風四号による災害対策等について関係政府当局の出席を求めて、報告を聴取し質疑を行なつた。

その他資料を収集整備する等調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

当面の石炭対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十一回国会開会中石炭鉱業審議会中間答申に関する件、産炭地教育の振興に関する件、昭和四十一年度石炭施策及び予算に関する件、空知炭鉱の災害に関する件について、それぞれ政府当局から説明を聴取し、質疑を行なうとともに、石炭に関する諸問題の実情について、委員派遣を行ない、さらに産炭地の実情に

経過の概要

第五十一回国会及び同開会中においては、昭和四十一年度の公害対策及び予算並びに公害行政の責任体制、自動車排気ガスの規制、その他大気汚染、水質汚濁、騒音、臭気など公害問題全般について政府当局から説明を聴取し、質疑を行なった。

なお、公害対策を推進するために、公害防止行政に関する総合体制の整備、公害の規制範囲の拡大と事前防止対策の強化及び公害に関する責任の明確化をはかる施策を政府に要望する旨の決議を行なった。

右のほか、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかった。

調査報告書

当面の物価等対策樹立に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかった。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

物価等対策特別委員長 吉江 勝保
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十一回国会開会中は、まず経済企画庁長官より物価対策の基本方針について、また公正取引委員会当局より不況カルテル等について、それぞれ説明を聴取して質疑を行なった。次いで青果物、食肉、水産物等の生鮮食料品関係を取りあげ、生産、流通、消費の各界の参考人より意見を聴取し、これら参考人及び農林省、経済企画庁等の当局に対し、質疑を行ない、当面の物価等対策についての意見の整理集約に努めた。なお、委員を静岡県下に派遣し、公共料金、生鮮食料品関係の実情調査を行なった。

調査報告書

昭和四十一年七月二十九日

参議院会議録追録(その一)

調査報告書 第五十回国会において採択された請願の処理経過

公職選挙法改正に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかった。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十一年七月九日

公職選挙法改正に関する特別委員長 川野 三暁
参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十一回国会開会中において、本件調査に関し、参議院地区区の定数不均衡是正問題、選挙違反事案の取締方針、選挙公報掲載文の内容及び取扱等選挙制度に関する当面の諸問題について調査を行ない、また、付託法律案の審査に関連して、衆議院選挙区制改正問題等について佐藤内閣総理大臣に対し質疑を行なったが、閉会中においては、期間が短かつたため資料の収集にとどまり、本件調査を終了するに至らなかった。

昭和四十一年七月二十二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作
参議院議長 重宗 雄三殿

国会法第八十一条第二項の規定に基づき、第五十回国会の開会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第五十回国会参議院において採択された請願の処理経過

第五十回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてこれをそれぞれの請願の関係庁に送付し、関係庁からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に附して決定することとした。その結果処理案を決定したものは左記のとおりである。

記

内閣受理件数 処理案決定件数
第五十回国会 一七六件 一七六件

件 名

おもな主管府

請願に対する処理要領

引揚者在外私有財産補償処理促進に関する請願(六十九件)第二二・八四・一三七・一三八・一三九・一四〇・一四一・一四六・一五二・一五三・一六〇・一六一・一六五・一六六・一六七・一七四・一七五・一七六・一七七・一七八・一七九・一八〇・一八一・一八二・一八三・一八四・一九五・二〇六・二〇七・二〇八・二四二・三二一・三三六・三三九・四〇三・四二六・四三三・四四二・四四三・四四七・五一二・五七七・六五三・六六〇・六六八・七一一・七二八・七六一・七九二・七九三・七九四・七九五・七九六・七九七・七九八・七九九・八〇〇・八〇一・八〇二・八〇三・八〇四・八四〇・九五〇・九五二・一〇二〇・一〇二五・一〇二六・一〇二四・一二四〇・一二五七・一二九六号)

滋賀県米原地区の寒冷地級引上げに関する請願(第六三号)

滋賀県下の寒冷地級及び寒冷差、積雪差による地域区分是正に関する請願(第三八〇号)

終戦前の叙勲確定者に勲章授与促進に関する請願(第一六八号)

石川県小松航空基地周辺住民の集団移転早期実現に関する請願(第二〇四号)

同

同

同

同

在外財産問題については、昭和三十三年に引揚者給付金の支給等の措置を講ずることにより本問題の解決を図つたところであるが、その後、世上においては、なお幾多の議論があることにかんがみ、昭和三十三年に総理府に改めて在外財産問題審議会を設置し、本問題に対し政府としてなお措置すべき方策の要否等について諮問を行なった。同審議会は、この諮問につき、現在鋭意検討中であり、その答申を得たうえで、慎重にこれを検討し、可及的すみやかに、広く国民の納得する解決を図ることとした。

寒冷地手当の支給地域区分の改正については、人事院の調査研究をまち、その勧告に基づいて検討していきたい。

右に同じ。

叙勲の発令が行なわれたが、まだ勲記および勲章が伝達されていない旧軍人軍属に対する定例叙勲については、現在実施中の戦没者叙勲事務がおおむね終了する時期に調査検討する。

自衛隊または駐留軍の航空基地でジェット機が配置され、かつ、その離着陸回数が頻繁な飛行場については、進入表面および転移表面の投影面と一致する区域内において、滑走路から至近の距離にある家屋から順次集団移転補償を実施しているが、おおむね、着陸帯の先端から千メートル以内の区域内のものについて実施している現状である。

なお、請願の地区については、着陸帯の先端から約千五百メートルはなれており、現段階で直ちに実施することは困難である。

最近における経済金融情勢にかんがみ、企業の金利負担の軽減を図り、北海道ならびに東北地方の産業の振興開発を促進するため、昭和四十一年一月一日から北海道東北開発公庫の貸出し金利を年八・七パーセントから年八・四パーセントに引き下げた。また、同公庫の昭和四十一年度における出融資計画額として、昭和四十一年度を上回る三百八十五億円を予定する等同公庫の出融資の拡充について配慮している。

一、昭和三十九年十月十六日水資源開発水法として指定された筑後川水系における水資源の総合的な開発および利用の合理化の基本となるべき水資源開発基本計画は、昭和四十一年二月一日の閣議を経て内閣総理大臣により決定され、二月三日公示された。

二、昭和四十一年度予算としては、農林省所管平野用水事業費五千万円ならびに経済企画庁水資源開発基本計画調査費のうち本水系の水需給計画および合口計画の調査のため千六百万円が計上されている。なお、その他に水資源開発のための基礎調査費が関係各省にそれぞれ計上されており、このうち筑後川水系にも支出される予定である。

熊本県の主要公共事業については、九州地方開発促進法等の長期計画に基づいて実施しており、今後とも積極的に促進することとしている。

一、二、および三、恩給法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第五十五号)附則の規定により外国政府職員または外国特殊法人職員としての在職期間を恩給公務員期間に通算する措置を講じたのは、主として人事管理上の要請により特例として認めたものであつて、これをさらに請願のように優遇措置を講ずることは、困難と考えられる。

なお、国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)は、従前の恩給制度と共済組合制度を統

恩給、共済年金増額に關する請願
(二件)(第九四三・九七六号)

合したものであり、これらの制度において認められていなかったものについて通算措置を講ずることは、困難である。

四、恩給制度において認められる者が再就職した場合には、これとの均衡から通算措置を講じているが、恩給制度において認められない者については、これとの均衡等から最大限度救済することとしているものであり、これを請願の趣旨のとおり措置することは、他に波及するところ大であり、困難である。

一、および二、恩給および共済年金については、従来から必要に応じ年金額の改定を行なつてきたのであり、これをさらに請願のように措置することは、諸般の事情から困難である。また、改定の方法については、これを請願のように現職公務員の処遇改善を退職者について、直ちに全面的に反映せしむべきであるという意見には、にわかに賛成し難いものがあるが、政府としては、請願の趣旨にかんがみ、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)および昭和四十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金額の改定に關する法律等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十二号)において、恩給および共済年金の実質価値が維持されるよう、年金額の調整規定を設けることとしているので、その具体的運用については、今後慎重に検討すべき問題であると考え

三、恩給の金額は、公務員の退職時の俸給を基礎として決定される建前であるから、これを請願のように措置することは、この建前をくずすことになり、困難な問題であると考え

なお、共済組合制度は、保険システムによる社会保険制度であるので、請願のとおり措置することは困難である。

一、および二、恩給および共済年金については、従来から必要に応じ年金額の改定を行なつてきたのであり、これをさらに請願のように措置することは、諸般の事情から困難である。また、改定の方法について、これを請願

恩給、共済組合年金に關する請願
(四件)(第一三・七九・八五・一〇八〇号)

同

同

筑後川水系の広域的開発推進に關する請願(第二七七号)

同

北海道東北開発公庫の貸出し金利引下げに關する請願(第二一九号)

同

熊本県計画の昭和四十一年度主軸事業に關する請願(第九六号)

同

元南滿州鐵道株式會社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に關する請願(十二件)(第七・一二・二三・七〇・三〇六・三七八・四七二・四九二・四九三・五〇五・五八〇・七六〇号)

同

同

のよに現職公務員の処遇改善を退職者について、直ちに全面的に反映せしむべきである」という意見としては、請願の趣旨にかんがみ、あるが政府としては、請願の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号）および昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給給付者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百二十二号）（以下「恩給法等改正法」といふ。）において、恩給および共済年金の実質価値が維持されるよう、年金額の調整規定を設けることとしてゐるのので、その具体的運用については、今後慎重に検討すべき問題であると考ええる。

三、恩給法等改正法案により、所要の改善措置を行なうこととしてゐる。

四、恩給および共済年金の最低保障については、恩給法等改正法により、請願の趣旨に沿うよう低額恩給の是正を行なうこととしてゐるが、これをさらに請願のように措置することは、制度の建前等により困難である。

五、福祉年金については、元來他のいづれの制度からも年金を受けられない者を対象として創設されたものであり、現在公的年金との併給を一部認めてゐることは、公的年金の給付水準が不十分である現段階においては経過的措施であるので、まず個々の制度の充実を図るべきであると考ええる。

六、公務員年金制度連絡協議会は、昭和三十八年十二月五日に設置され、公務員退職年金の改訂問題を主たる議題として関係各庁と連絡を図つてきたが、今後とも一層本協議会設置の趣旨に沿つて努力することとした。

七九・三八四・三八九・三九〇
三九一・三九二・四〇〇・四一七
四一八・四一九・四三三・四四七
〇・四七一・五〇七・五〇八・五
〇九・五一〇・五一七・五二八・
五二九・五三〇・五六七・五六八・五
五六九・五八一・五八二・五九
一・六二二・六三三・六五四・六
五五・六五六・六六三・六六七・
六七〇・六七一・七〇二・七〇三・
七一五・七二三・七五二・七五
九・八一・八三一・八三三・八
三四・八三五・九四四・九四五・
九四六・九七七・九七八・九七九
九八〇・九八一・一〇八一・一〇
八二・一〇八三・一〇八四・一一
一六・一一一七・一一一八・一一
一九・一一三七・一一九九・一二
〇〇・一二〇一・一二〇四・一二
三二・一二五三・一二五四・一二
八四・一二八五・一二八六・一二
八七・一二一六・一二一七・一二
一八・一二三九・一二三〇・一二
二一・一二三三・一二三四・一二
五〇・一二五一・一二四〇・一二
〇四・一二〇五・一二〇六・一二
〇七・一二〇八・一二〇九・一二
一〇・一二一一・一二一五・一二
二七・一二二八・一二二九・一二
三〇・一二三一・一二四二・一二
九一・一二四九・一二五一・一二
一七・一二五五・一二五六・一二
七一・一二七二・一二七三・一二
七四・一二七五号)

同

十一年法律第百二十一号)および昭和四十年
度における旧令による共済組合等からの年金
受給者のための特別措置法律等の規定による
年金の額の改定に關する法律等の一部を改正す
る法律(昭和四十一年法律第百二十二号)(以
下「恩給法等改正法」といふ。)において、恩
給および共済年金の実質価値が維持されるよ
う、年金の額の調整規定を設けることとして
いるので、その具體的運用については、今後
慎重に検討すべき問題であると考ええる。

三、恩給法等改正法により所要の改善措置を行
なうこととしている。

四、福祉年金については、元來他のいづれの制
度からも年金を受けられない者を対象として
創設されたものであり、現在の年金との併
給を一部認めてゐることは、公的年金の給付
水準が不十分である現段階においての経過措
置であるので、まず個々の制度の充實を図る
べきであると考ええる。

一、恩給年額の増額については、昭和四十年の恩給法等の一部を改正する法律（法律第八十二号）により増額改定が行なわれた直後でもあり、これをさらに請願のように措置することは、慎重な検討を要する問題であると考えらる。

二、昭和二十八年軍人恩給再出発に際し加算年は原則として文武官ともこれを認めないこととし、既得権ないし既得の地位を尊重するという限度でこれを認めたものの、それが恩給

四・一九五・一九六・一九	七・一九八・二〇二・二〇	三・一二七・一二八・一二	九・一二〇・一二一・一二	九・一二四・一二五・一二	一・一二五・一二七・一二	六・一二七・一二八・一二	九・一二八・一二九・一二	二・一二八・一二九・一二	九・一二八・一二九・一二	二・一二八・一二九・一二	五・一二八・一二九・一二	二・一二八・一二九・一二	七・一二八・一二九・一二	四・一二八・一二九・一二	七・一二八・一二九・一二	〇・一二八・一二九・一二	六・一二八・一二九・一二	九・一二八・一二九・一二	二・一二八・一二九・一二	五・一二八・一二九・一二	一・一二八・一二九・一二	四・一二八・一二九・一二	七・一二八・一二九・一二	四・一二八・一二九・一二	一・一二八・一二九・一二	八・一二八・一二九・一二	一・一二八・一二九・一二
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

元戦犯及び旧軍人等の恩給に関する請願(第二一〇号)

同

金額の面にまで完全に反映することをさけるということとしたのであるから、これを請願のよう措置することは、慎重な検討を要する問題であると考え。

三、旧軍人の仮定俸給は、昭和三十年法律第四十三号により、旧軍人恩給再出発当時引き下げられた仮定俸給を軍人恩給廃止前の仮定俸給に合致するように引き上げ正をしており、これをさらに請願のよう措置することは、慎重な検討を要する問題であると考え。

四、旧軍人の恩給制度が、戦没者遺族、傷病者、老令長期在職者を重点的に考慮することとした建前にかんがみ、請願のよう措置することとは、若年の短期在職者を優遇することになり、また国家財政、国民感情の動向等にかんがみ困難と考える。

五、旧軍人の仮定俸給は、恩給法制定前から一貫して、一階級一仮定俸給の建前をとり、一般士官であると特務士官であることを問わず同一に取り扱うこととしてきたことにかんがみ、戦前における旧軍人の秩序を、戦後において変更するような措置をとることは、困難であると考え。

六、旧軍人の未裁定の加算恩給の事務処理に当たつて、現在、関係官庁相互の緊密な連絡のもとに、人員予算等可能な最大限をあて、すみやかに裁定するよう鋭意努力している。

七、福祉年金については、元来他のいづれの制度からも年金を受けられない者を対象として創設されたものであり、現在公的年金との併給を一部認めていることは、公的年金の給付水準が不十分である現段階においての経過措置であるので、まず個々の制度の充実を図るべきであると考え。

一、(一) いわゆる抑留加算は、終戦時海外にあつて、敗戦という非常事態により帰国の自由を失つた旧軍人軍属の特殊事情を考慮してとられた特例的な在職年の割増し措置であるから、これと同様の措置を請願のような場合にまで及ぼすことは、困難であると考え。

(二) 戦犯拘禁期間を通算することとしているのは、年金権を取得していない者について年金権を取得させることを目的としてとら

れた特例的措置であるから、この措置を請願のような場合にまで拡大することは、適当でないと考え。

(三) 戦犯拘禁者の恩給については、昭和二十九年の恩給法の一部を改正する法律(法律第二百号)により、その拘禁中は年金恩給を停止するという従来からの原則は維持しつつ、ただ、その留守家族の生活の実情を考慮して、一定の場合には本人の指定する留守家族が本人に代つて恩給の支給を受けることができるようの特例を設けたのであつて、したがつて、その改正法施行の時に以後支給することとしたのは妥当な措置であつたと考えるので、これを請願のよう措置することは適当でない。

(四) 年次計画の短縮については、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)により、その目的はおおむね達せられるものと考え。

恩給年額の増額については、その程度、時期等諸般の事情を考慮し、慎重な検討を要するものと考え、昭和四十一年の恩給法等の一部を改正する法律(法律第八十二号)により増額改定が行なわれた直後でもあり、これをさらに請願のよう措置することは、諸般の事情から困難であると考え。

(二) 昭和二十八年軍人恩給再出発に際し加算は、原則として文武官ともこれを認めないこととし、既得権ないし既得の地位を尊重するという限度でこれを認めることとしたものの、それが恩給金額の面にまで完全に反映することとをさけるということとしたのであるから、これを請願のよう措置することは、慎重な検討を要する問題であると考え。

同

元満州拓殖公社社員であつた公務員等に対し恩給法等の特例制定に関する請願(第一九六号)

旧南満州鉄道株式会社等の外国特殊法人の職員期間を恩給公務員期間に通算する措置をしたのは、これら法人が日本の三公社と同種の事業を営んでいたこと。政府の意思に基づき人事交流が行なわれたことおよび内地において同種の業務に従事していた職員については終始恩給、共済等の年金制度が適用されていたこと等の実情を考慮したことによるものであり、このよう

旧軍人等に対する恩給の処遇に関する請願(第二五四号)

同

同

傷病恩給等の不均衡是正に関する請願(二十六件)(第三五三・三五八・三七一・四二〇・四二一・四二二・四三九・四六七・四六八・四六九・四八六・四九四・五〇六・五一八・五二七・五五三・五七九・五九二・六六二・七〇〇・七〇一・七三四・七三五・八二五・八五〇・一三三二二号)

な事情になかったと思われる満州拓殖公社の社員期間にまでこの措置を拡大することは、他の同種の特殊法人の社員期間との均衡を考慮し、慎重な検討を要するものである。

現職公務員の給与は、現在公務に従事しているという事実を前提として現に生産に寄与している一般の勤労者に対する処遇との均衡を考慮して改善されるものであるから、退職後の公務員について、この種の改善を直ちに全面的に反映させるべきであるという意見には、全面的に賛成し難いものがあるが、国民の生活水準、公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案し、恩給年額をどの程度にすべきかについては、今後とも検討を要する問題であると考え

一、増加恩給第七項症の金額と傷病年金第一款症の金額とを比較すると、傷病年金の方が多額になつてゐる。これは、増加恩給には在職年の長短に関係なく普通恩給が併給されるにもかかわらず、傷病年金には在職年のある場合を除いてはこのような普通恩給併給の制度がとられていない点を考慮し、受給額のうえで合理的な均衡がとれるようにしている結果であり、これを請願のように措置することとは、適當でないと考え。

二、戦後軍人恩給の再出発に際し、傷病恩給についてはその受傷り病の原因によつて差別することなく、公務に起因する傷病である以上、その傷病の現存する状態に応じて恩給額を算定すべきであるという考えから戦國公務と普通公務の差別を撤廃したものであつて、その後の傷病恩給の増額に当たつても、その当時における各項款症の傷病恩給の額は、どの程度が適當であるかという考え方により算定されているものであるから、これを請願のように措置することは、他の恩給扶助料の額との均衡の問題もあり、適當でないと考え。

三、この点については、昭和四十一年度において学識経験有する者による専門的調査を行なうこととしてゐるので、これによりその目的は達成されるものと考え。

戦病者の恩給裁定基準引上げ等に関する請願(二件)(第一七三・一三五二号)

同

四、増加恩給受給者の処遇を考える場合には、その受ける増加恩給基本年額、家族加給いわゆる介護手当、普通恩給を総合してみるのが適當であり、基本年額および普通恩給を増額することによつて、基本年額の高い介護手当受給者は、実額で相當の改善がなされる結果となるので、他の項款症ないし他の恩給受給者との均衡はとれているものと考えられるところであり、これをさらに請願のように措置することは、慎重な検討を要するものと考え

五、扶助料は、公務によつて死亡したか否かによつてその年額を異にしているところであり、これを増加恩給受給者の死亡につき、公務死の原因により死亡した場合においても公務死したものと同様の処遇をすることは、適當でないと考え。

六、目症程度の軽度傷病者に年金を給するということについては、他の保障制度においてこの程度の傷病にたいしては一時金のみしか給されてゐないこととの均衡もあり、請願のように措置することは、適當でないと考え。

七、傷病恩給は常に症状の程度に応じて給されるのが建前であるところから、将来症状が軽快することが現在の医学において判断される場合には有期の恩給を給しているところであり、このように将来軽快におもむく傷病についてまで一律に無期恩給を給することは、適當でないと考え。

一、結核、特に肺結核については、この分野における医学上の学説、治療技術等の事情にかんがみ、その運用の適正を期するため昭和三十四年に適正な査定基準を設け、その運用に遺憾のないようにしているところであるが、昭和四十一年度において傷病恩給の査定基準に關し学識経験を有する者による専門的調査を行なうこととしてゐるので、これにより請願の目的は達せられるものと考え。

二、傷病恩給は、常に症状の程度に応じて給されるのが建前であるところから、肺結核のように将来症状が軽快することが現在の医学において予見される疾病については、たとえ長期療養者といえども有期の恩給を給してゐるところであり、したがつて、この種の疾病に

新産業都市建設に関する請願(第一一〇号) 同

ついてまで一律に無期恩給を給することは、適当でないと考える。

三、傷病恩給における公務起因か否かの認定は、公務と傷病との間にいわゆる相当因果関係があるか否かによつて決せられるものであり、その傷病にかかつた場所が内地であるとか外地であるかを問わないのが建前であるから、このことを無視して内地で発病した結核についてのみこれを一律に公務起因と認めることは、困難と考える。

一、建設事業資金の確保については、従来から工業用水道、土地造成事業等にあてられる地方債において、新産業都市に対する資金の配分について特に配慮しているが、今後ともその資金の確保について努力していきたい。

二、(一) 建設基本計画は、現実の事態に即して実施されるべきものである。で年次計画等は作成せず、建設基本計画の大綱に沿うよう各道県が中心となり、現実の事態に即した事業の推進を図るよう指導を行なうこととしている。

(二) 関係各省庁は、予算の執行に当たり特に配慮を行ない事業の積極的な促進に努力している。

三、(一) 昭和四十一年度においては、企業の誘導に重点を置いて施策を講ずることとし、新規工業地区における立地調査指導等の拡充強化、地方産業開発の広報紹介、開発金融の活用等を図ることとしている。

(二) 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律等の活用を図るとともに、開発金融の活用を図ることとしている。

四、都市計画法等の各種法律の効果的な運用により土地利用の適正化に配慮することとしているほか、地域開発の拠点となるべき地域においては、業務用地、工業用地等についても土地等の収用ができるよう検討することとしている。

五、新産業都市建設および工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律に定める特別措置等により、新産業都市建設のための地方負担は、現在のところおおむ

国鉄運賃、郵便料金、電信電話料金等公共料金値上げ抑制に関する請願(第三六九号)

同

公共料金及び物価値上げ反対に関する請願(五件) (第七三一・一二六七・一三四一・一三四二・一五九〇号)

同

札幌高等裁判所函館支部存置に関する請願(四件) (第七六・二〇三・三〇九・六二二号)

法務省

宗谷海峡二丈岩周辺における漁船通航に関する請願(第六八三号)

外務省

金融機関の過剰サービス自粛に関

大蔵省

ねまかなえるものと考えている。

一、消費者物価を安定させるためには、基本的には経済の均衡ある発展が不可欠の条件であり、特に、経済成長の過程において経済の構造変化が著しいわが国経済においては、遅れた部分の近代化、労働力の流動化などの構造対策を進めるとともに競争条件を整備し、合理的価格形成を通じて資源の有効利用を促進していくことが必要であり、かかる観点から、公共料金をも含めて消費者物価対策を強力に推進し、物価をすみやかに安定させるべく努力している。

二、特に、公共料金については、一層経営の合理化を推進して、コスト上昇要因を吸収するよう指導するとともに、各種の助成策もあわせて措置しており、今後とも強力に推進していく所存である。

三、物価安定対策を強力に推進するため、臨時物価対策閣僚協議会を設けるとともに、経済企画庁に、物価問題懇談会を設け、広く国民的基盤の上に立つて、物価対策を強力に検討し、関係各省一致協力緊密な連携のもとに物価安定対策の推進に努めている。

右に同じ。

裁判所の支部に関する事項は、最高裁判所の権限に属しているもので、請願の趣旨を最高裁判所に伝達することとした。

ソ連は二丈岩を中心として十二海里の線を引き、その内部を「領海」と主張しており、わが漁船がこのソ連の主張するいわゆる「領海」内で捕獲された事例もあるので、わが方も捕獲危険推定海域としている。

なお、領海の幅員等という国際法上の問題は別としても、少くともこの海域において漁船等が安全に航行できるよう機会をとらえてソ連政府と接衝して行く考えである。

金融機関はその公共性にかんがみ、厳正健全

する請願(第一四号)

地方開発資金の増強確保に関する
請願(第二七二号)

同

な経営を行なう必要があることはいうまでもない。これがため、従来においても内国銀行協会連合会は自主的に申し合せを行ない、過剰な顧客サービスの排除に努めてきたものである。

特に昭和四十年金融機関の経営について反省を要すると思われる事例が相次いで生じたので、大蔵省は昭和四十年五月十二日付「金融機関経営の刷新について」の通達を發し、経営の姿勢を正すことを強く指示したのであるが、全国銀行協会連合会においては、この通達の趣旨により銀行業務の刷新についての申合せを強化し、自主的に具体案を作成して実施に当たっているところである。その内容については、今日の金融機関として当然の自粛措置であると認められ、この緩和を指示する考えはない。

一、昭和四十一年度予算においては、地域開発を推進するため、次のとおり、道路、国鉄等の社会資本の整備を大幅に拡充することとしている。

(1) 九州縦貫自動車道については、日本道路公団予算において新規高速道路建設費(五道分)として九十億円(五道別の内訳は作業中、なお、ほかに債務負担額(五道分)百億円がある)を、また、新規高速道路調査費(五道分)として九億円(五道別の内訳は作業中)を計上し、それぞれ四十年に比し大幅な増額を図っている。また、関門連絡新施設の建設については、第二関門道路調査費として、道路整備特別会計に三千万円を計上し、昭和四十年予算に比べ大幅な増額を図っている。

(2) 国鉄の輸送力の増強については、三千六百億円(昭和四十年三千二百二十億円)の工事予算をもつて通勤輸送、幹線輸送力等の増強を図ることとしており、九州地区においては、引き続き鹿児島本線、日豊本線、長崎本線等の幹線について線増、軌道強化等を実施し、輸送力の増強を図っている。

(3) 工業用水については、山口県の錦川工業用水道事業、福岡県の北九州市工業用水道および西瀬戸内臨海工業用水道事業について、それぞれ所要の予算措置を講じている。すなわち、錦川工業用水道と西瀬戸内

たばこ販売手数料引上げに関する
請願(十一号) (第九四九・一一一
一五・一一三〇・一二三六・一四
七四・一一三二・一四四四・一六
七六・一一五二・一六四四・一六
一五号)

同

臨海工業用水道(一区工事)は昭和四十一年度に完成する予定であり、それぞれ一億六千六百万円、四千五百万円の国庫補助を計上している。また、北九州市工業用水道は昭和四十二年完成を、二億七千万円、西瀬戸内臨海工業用水道(二区工事)は昭和四十三年完成を、それぞれ二千万円の国庫補助を計上している。

(4) 以上のほか、新産都市建設事業に関連するその他の公共事業等についても、それぞれ整備拡充を図っている。

二、(1) 地域開発の緊要性にかんがみ、日本開発銀行の地域開発融資の資金枠を年々拡大してきており、昭和四十年の三百四十億円に対し昭和四十一年度は三百八十五億円の融資を予定している。この資金枠の中でさらに地方別の枠を設けることはしていない。

日本開発銀行の地域開発の融資の基準としては、後進性の著しい地域、産炭地域等の開発に寄与する事業を優先的に取り上げる方針をとっている。

(2) 中小企業金融公庫においても、融資に当たり、後進地域、産炭地域等の地域経済の振興開発に留意することとされている。

三、本来金融機関は企業と共存共栄の關係に立つものであり、地方銀行、相互銀行、信用金庫等が、その地元企業に対し適切な資金供給を行ない、地域経済の発展に寄与することは、これらの金融機関の国民経済的な使命である。これらの金融機関が経営の健全性を確保しつつ、地元金融を円滑に遂行しうよう体質の改善強化を図り、またできる限り企業の金利負担を軽減することを配慮しつつ融資を行なうように常時指導しているところである。

昭和四十一年度のたばこ販売手数料については、昭和四十一年一月一日以降一割の適用範囲を現行の月間販売額一十二万円以下一十五万円以下に引き上げ、他の部分は現行どおりとするに決定し、既に日本専売公社公示第三号(昭和四十一年三月三十一日官報登載)をもつて公示を行ない、昭和四十一年度予算においても措置済みである。この改正は、小売人の販売経費、製造たばこの販売状況等を検討して行なつたものであり、これに伴うたばこ販売業者のうち全売上高について一割の歩率が適用

熊本県八代港の開港指定に関する請願(第九七号)	同	八代港については、関税法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十六号)によつて開港指定済である。
へき地勤務教職員に対する特別昇給の実施に伴う財源措置に関する請願(二件)(第四〇二・四二五号)	文部省	へき地勤務教職員の特別昇給制度の実施に係る財源については、昭和四十一年度の道府県分の小・中学校等の単位費用の改訂に際して、へき地勤務教職員の特別昇給を含めて昇給率を算定した。
千葉市加曾利貝塚の保存に関する請願(六件)(第二・三・三三・三四・六二・二三・三三・三四号)	同	一、加曾利貝塚の南半分については、千葉市が昭和三十九年度、四十年度国庫補助金および県費補助金を受け、日本考古学協会の協力を得て緊急発掘調査を行なつてきた経緯もあるもので、関係各方面からの意見も徴して、慎重に検討したい。
学校警備員の設置に関する請願(五件)(第四四・一三二・一三七・七・一〇六八・一五九三号)	同	二、昭和三十九年度から三箇年計画で「全国道跡地図」を刊行し、史跡名勝天然記念物指定地および埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図る。さらに昭和四十一年度から三箇年計画で文化財専門審議会に重要遺跡緊急指定調査研究委員会を設け、重要な遺跡の調査指定を促進し、その保存を期している。開発との調整等からやむをえないものについては、発掘調査として記録を保存し、学術研究に支障をきたさないようにしている。
高等学校のすしづめ解消、教職員定数の増員及び父母負担軽減に関する請願(三件)(第四五・一三三・一〇六九号)	同	学校警備員の問題については、教員の宿直の存廃との関係もあり、教員の宿直の実態および現在警備員制度を実施している市町村における警備員の実態を把握するため、昭和四十一年度予算に公立学校の勤務時間外における管理状況等の実態調査費(七百二十三万九千円)を計上している。今後この調査の結果をまつて、慎重に検討したい。
「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」附則改正に関する請願(第一四九号)	同	定数の標準等に関する法律の実施により高校教職員の定数は各府県において確保されてきたが、従来の私費負担職員の切替えについては、今後とも指導したい。
昭和四十一年度学校給食予算増額に関する請願(第二九九号)	同	四、公立文教施設整備費の中の高校関係事業の補助率を引き上げることについては、義務教育学校との均衡もあり、現在考えていない。
昭和三十九年度において、公立高等学校の生徒数が相当数減少することとなる都道府県については、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律附則第五項および第六項に定める学級編制および教職員定数の標準の経過措置の特例を設けるべく、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二十一号)を制定公布した。		昭和三十九年度において、公立高等学校の生徒数が相当数減少することとなる都道府県については、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律附則第五項および第六項に定める学級編制および教職員定数の標準の経過措置の特例を設けるべく、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二十一号)を制定公布した。
一、学校給食用小麦粉、脱脂粉乳に対する国庫補助については、昭和四十一年度引き続き実施することとしている。		一、学校給食用小麦粉、脱脂粉乳に対する国庫補助については、昭和四十一年度引き続き実施することとしている。
二、学校給食用牛乳については、昭和四十一年度より三十万石多い百万石の供給を農林省において見込んでいる。		二、学校給食用牛乳については、昭和四十一年度より三十万石多い百万石の供給を農林省において見込んでいる。
三、施設設備整備費については、坪単価の改訂等を見込み、昭和四十一年度より約一億五千九百万円多い約九億五千九百万円を計上したが、所要の補助を行なうこととしている。		三、施設設備整備費については、坪単価の改訂等を見込み、昭和四十一年度より約一億五千九百万円多い約九億五千九百万円を計上したが、所要の補助を行なうこととしている。
四、へき地学校給食については、昭和四十一年度の特別措置と同様の措置を引き続き昭和四十一年度においても、実施するとともに、新たに三級以上の高度へき地学校の児童生徒全員にパン、ミルクを無償で供与するに要する食費の全額を補助することとしている。		四、へき地学校給食については、昭和四十一年度の特別措置と同様の措置を引き続き昭和四十一年度においても、実施するとともに、新たに三級以上の高度へき地学校の児童生徒全員にパン、ミルクを無償で供与するに要する食費の全額を補助することとしている。
五、学校栄養職員設置については、共同調理場分六百四十七人分のほか新たに単独学校分百五十人分を含め計七百九十七人分約一億二千万円を計上し、所要の補助を行なうこととしている。		五、学校栄養職員設置については、共同調理場分六百四十七人分のほか新たに単独学校分百五十人分を含め計七百九十七人分約一億二千万円を計上し、所要の補助を行なうこととしている。
六、都道府県学校給食会の人件費、事務費については、今後とも検討していきたい。		六、都道府県学校給食会の人件費、事務費については、今後とも検討していきたい。

国立新居浜工業高等専門学校金属工学科設置に関する請願(第三四五号)	同
高等学校に衛生看護科を設置することの請願(第三八八号)	同
公共図書館の予算増額に関する請願(三件)(第四八八・四九五・五三一号)	同
著作権法改正に関する請願(第六〇八号)	同
北海道に国立冬季競技場設置に関する請願(第六七四号)	同
国立室蘭工業大学建築工学科新設に関する請願(第六七五号)	同
養護教諭必置等に関する請願(三件)(第一五〇・一五五・一五九六号)	同
幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願(三件)(第一五〇・一五五・一五九七号)	同
高等学校のすしづめ解消と教職員	同

昭和四十一年度において新居浜工業高等専門学校に金属工学科を新設した。

昭和四十一年度においては、新たに高等学校の衛生看護科における専門教育のための実験実習設備の整備に対して国庫補助を行なうとともに、有資格教員の確保を図るための認定講習を行なうなどして衛生看護科の設置を促進することとしている。

公共図書館施設整備および巡回文庫のための経費として、昭和四十一年度予算において五千六百七十一万円を計上したが、今後ともこれが増額に努力したい。

著作権制度改正については、目下、著作権制度審議会において慎重審議中であるので、その答申に従って措置したい。

千九百七十二年冬季オリンピック競技大会の札幌招致の要請とも関連して、同大会の競技施設等について調査を行なうために必要な経費を昭和四十一年度予算に計上したので、所要の調査を実施したい。

昭和四十一年度において室蘭工業大学工学部に建築工学科を設置した。

一、養護教諭については、その定員増を標準法の改正に際して図つたところであるが、これを全校必置とすることは、教員養成および国・地方の財政の現状からみて困難である。
二、養護教諭の養成については、昭和四十一年度に国立養護教諭養成所を二箇所設置したが、昭和四十一年度にはさらに三養成所を設置した。

公立幼稚園教員の給与は、現在設置者負担であるが、その財源としての地方交付税に係る単位費用の積算単価の増額について、従来努力してきた。今後この点について十分検討したい。

一、昭和四十一年度において、公立高等学校の

定数の増員に関する請願(二件)(第一五五八・一六〇一号)

原水爆被害者援護法制定並びに原爆症の根治療法研究機関設置に関する請願(十六件)(第三七六・四四九・四五〇・四五六・四五七・四六四・四六五・四六六・四八〇・四八一・四九〇・四九七・五二五・五六二・八三九・一二六一号)

厚生省

生徒数が相当数減少することとなる都道府県については、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律附則第五項および第六項に定める学級編制および教職員定数の標準の経過措置の特例を設けるべく、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二十一号)を制定公布した。

二、昭和四十一年三月の中卒者の減に伴う高校入学定員の減を行なう府県のあることは予想されるが、入学率自体はさして変動がないものと予想される。

三、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の本則の改正については、将来の問題として慎重に検討したい。

一、原子爆弾被害者に関する援護法を制定することについては、戦災者一般、その他戦争犠牲者に対する処遇との均衡の問題もあるもので、昭和四十年秋に行なつた実態調査の結果等をも考慮し、慎重に検討したい。

1 国民の最低生活を保障する生活保護法との関係等からみて問題があり、適当でないと考え。

2 他の戦争犠牲者との均衡等からみて困難と考える。

3 弔慰金については、戦災による死亡者との均衡等からみて問題があるが、なお、検討したい。また、年金については、困難と考える。

4 特別被爆者の範囲の拡大については、昭和四十年の政令改正により、昭和四十年十月一日から、原爆投下時から三日以内に爆心地からおおむね二キロメートル以内の地域に立ち入つた者および残留放射能が濃厚と認められる地区にあつた者約四万二千人を新たに特別被爆者とした。これら以外のものについては、原子爆弾被爆の影響を特に強く受けた者とは認め難いので特別被爆者の範囲をさらに拡大することは、困難と考える。

5 医療手当の支給制限を撤廃することは困難であるが、昭和四十一年度から、標準四

- 人世帯で年収六十六万円まで所得制限を緩和した。また医療手当額も限度額二千円を三千円に増額し、医療措置の充実を図つた。
- 6 被爆者であることによつてのみ、鉄道料金の割引を認めることは、他の戦争犠牲者との均衡等からみて困難と考える。
- 7 健康診断等のための交通費の支給は、現在精密検査について実費支給を行なつてゐる。一般の健康診断について支給することは、手続上困難である等の問題があるが、なお、検討したい。
- 8 老人ホームの設置については、老人福祉施策の一環として検討している。
- 9 温泉療法は、現行の制度において必要な範囲において医療の一環として認めてゐる。
- 10 従来から官公立病院の指定等適宜医療機関の指定を実施し、その増加を図つてゐるが、なお、必要があれば増加したいと考えてゐる。
- 11 昭和二十一年六月以降出生児を被爆者とするにについては、今日までのところ医学的な面からの検討によつては適當とする結論は得られていないので、現在のところそのための法改正は考えていない。
- 12 現在広島および長崎の福祉センターにおいて授産事業等を実施しているが、今後さらに施設の拡充等によつて被爆者の福祉の増進を図りたい。
- 13 就職、生業資金の問題については、被爆者の実情を把握したうえ、被爆者の実情を社会に正しく理解されるよう周知させるとともに、各制度の活用を図つて隘路があればそれを打開するよう努力したい。
- 14 事務費については、全額国庫負担で交付しているが、府県によつては不足しているむきもあるので、これらの府県については、今後できるだけ増額するよう努力したい。

戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(二十二件)(第八・四九・五〇・一二五・一五〇・一五九・二三〇・二九六・三一・三五四・三六四・三七五・三九七・四四八・四七九・四九八・五一九・五五二・六二三・六九九・七一六・八〇九号)

同

- 生活相談所については、広島、長崎においては被爆者福祉センターが設けられてゐるが、他の地域の被爆者についても一般の社会福祉関係施設を十分活用し、生活相談等の要望に応じられるようにしたい。
- 15 ビキニ水爆による被爆者については、現在科学技術庁が毎年一回定期健康診断を行なつてゐるが、いまのところこれを原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に規定する被爆者とする考えはない。
- 16 沖縄在住原爆被爆者に対して原子爆弾被爆者の医療等に関する法律を適用することは、現在の沖縄の法的地位からして困難である。しかし政府としては、事実上の施策等により同法が適用されると同様の措置がとられることになるように努力してゐるところである。すなわち、昭和四十一年度においては、政府の琉球諸島に対する援助金のなかに原爆関係を一割計上して、琉球政府が現地在住被爆者に対し、同法による健康診断、医療給付等と同様の措置をとることとなるような方途を検討、準備をすすめてゐるところである。
- 二、現在、いわゆる原爆症に関する研究は、国立予防衛生研究所広島支所および長崎支所、広島大学附属原爆放射能医学研究所、長崎大学医学部附属長崎原爆後障害医療研究施設、広島、長崎の原爆病院等において行なわれてゐるが、これらの機関における研究をさらに推進していききたい。
- 一、昭和三十八年四月一日において、恩給法による増加恩給、戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金等を受けてゐる者(恩給法別表に規定する第五項症程度以上のものに限る)の妻に対し、特別給付金(千円円の国債)を支給すべく戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)を制定公布した。
- 二、戦没者等の妻に対する特別給付金は、昭和三十八年四月一日に戦没者等の妻であつた者に支給する建前をとつてゐるので、同日後死亡した者の妻にはその特別給付金は支給されないが、新たに考慮してゐる。前記一の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に

医療法人制度改革に関する請願
(十六件)(第九・一九・二二・三
二・五五・六四・六五・六六・
二二・六・一九八・二二五・三五
〇・五二四・五七六・七三三・一
三三四号)

身体障害者福祉年金に関する請願
(第二十七号)

老後の生活保障のための年金制度
の根本的改革に関する請願(八件)
(第五一・八三・一九一・二四〇・
四〇九・四四七・四五八・一四六
三号)

療養業務(医療類似行為)の新規
開業の制度化に関する請願(十三
件)(第五八・一一四三・一三〇
〇・一三二九・一三三七・一四一
四・一四三四・一四三五・一四七
七・一四七八・一五二八・一六〇

より戦傷病者の妻として、処遇されるものが
多からうと考えている。
三、公務による死亡者以外の者の妻に対し、特
別給付金を支給することは考えていない。

医療法人制度の改善については、慎重に検討
したい。また、医療法人に関する税制について
は、従来より、特定の医療法人の法人税の軽減
措置等改善に努めているが、今後とも一層の改
善が図られるよう努力したい。

支給範囲の拡大については、結核、精神病以
外のすべての内部障害に対しても障害年金また
は障害福祉年金を支給することとする国民年金
法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第
九十二号)を制定公布した。

公的年金制度の統合については、各制度それ
ぞれの沿革もあり、対象者の性格をも異にして
いるので、現在の段階では困難である。賦課方
式の財政については、年金制度が未熟であり、
人口の急激な高齢化が予想されるわが国におい
て、直ちにこれを採用することは、時期尚早で
あり、制度の成熟に従い漸次この方向に近づく
ものと考えられる。

給付のスライド制については、年金制度の目
的に沿うよう、その具体策について今後慎重に
検討を進めたい。

年金額については、第四十八回国会で成立を
みた「わゆる二万円年金」を内容とする厚生年
金保険の改正に続き、国民年金の拠出制年金で
は、「夫婦で一万円年金」を中心に老齢福祉年金
についても現行の月額千三百円を月額千五百円
に引き上げる国民年金法の一部を改正する法律
(昭和四十一年法律第九十二号)を制定公布した
が、給付内容はこれで十分とは考えておらず今
後ともその改善に努めていきたい。

医療類似行為業者の取扱については、あん
摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の
一部を改正する法律(昭和三十九年法律第二百
十号)附則第九項の規定に基づき、あん摩、マ
ッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等中
央審議会に対して諮問し、現在同審議会におい

三・一六〇四号)

深夜興行禁止に関する請願(七件)
(第六八・一四三六・一四三七・
一四三八・一四五二・一四五三・
一四五四号)

日雇労働者健康保険改善及び老後
の保障に関する請願(二十九件)
(第一五五・一五六・一五七・一
五八・一六九・一七〇・二〇二・
二六一・二六二・二八五・二八九
三・八九四・八九五・八九六・八
九七・八九八・八九九・九〇〇・
九〇一・九〇二・九〇三・九〇
四・九〇三・九〇四・一一四五・
一一四六・一一四七・一一四八・
一一四九号)

日雇労働者健康保険改善及び医療
保障確立に関する請願(四十六件)

てはその方策について調査審議中であつて、そ
の答申がありしだいこれを参酌して必要な措置
を講ずることとしたい。

現在、興行場における公衆衛生上または火災
予防上の問題については、興行場法等によつて
規制しているところであるが、この見地からは
深夜興行について特に他と異なる規制を行なう
考えはない。また、深夜興行全般を法律をもつ
て禁止する必要がある程度に、少年の非行防止
上著しい弊害があるかについては問題があるの
で、自主規制の強制徹底の指導により対処した
い。

一、日雇労働者健康保険制度については、昭和
四十年十月の社会保険審議会の答申の趣旨に
基づいて、早急に抜本的な対策を検討する所
存である。

二、(一) 厚生年金の給付改善については、第四
十八回国会において給付の大幅改善を内容
とする改定がなされたが、なお、改善を要
する点は引き続き検討したい。

日雇労働者の加入については、厚生年金
保険は、長期保険であることから記録など
技術的な面でお問題があるので、五人未
満事業所の取り扱いも含めて慎重に検討を
重ねたい。

(二) 国民年金については、給付水準の大幅引
上げを中心とする国民年金法の一部を改正
する法律(昭和四十一年法律第九十二号)を
制定公布した。

(三) 老人の住宅需要は近年とみに高まつてき
ているので、昭和三十九年度から地方公共
団体が老人世帯向き公営住宅を建設する場
合に国庫補助の対象とすることとした。家
賃については、収入が著しく低額である場
合には減免することができるとされてい
る。また、今後引き続きこれが推進を図
りたい。

(四) 高齢者に対する医療保障の充実について
は、医療保険制度の抜本対策の一環とし
て、今後十分検討したい。

一、日雇労働者健康保険の制度の安定および給
付内容の改善については、昭和四十年十月の

昭和四十一年七月二十九日 参議院会議録追録(その一) 第五十回国会において採択された請願の処理経過

一八

(第七一) 一七二・一九九・二〇〇・二〇一・二二六・二六三・二六四・五六五・八五二・九〇五・九〇六・九〇七・九〇八・九〇九・九一一・九一二・九一三・九一四・九一五・九一六・九一七・九一八・九一九・九二〇・九二一・九二二・九二三・九二四・九九五・九九六・九九七・九九八・九九九・一〇〇〇・一〇〇一・一〇〇二・一〇五〇・一一五一・一一五二・一一五三・一一五四・一一五五・一一五六・一二五七号)

宮城県に国立重症心身障害者施設
設置に関する請願(三件)(二一〇・
二二四・二五八件)

環境衛生関係営業に対する金融公庫制度を食品衛生関係営業にも適用するの請願(第二一八号)

昭和四十一年度ハンセン氏病対策
予算に関する請願(第三三六号)

社会保険審議会の答申の趣旨に基づいて、早急に抜本的対策を検討する所存である。

二、(一) 健康保険等、医療保険制度の改善については、今後とも関係審議会の答申等の趣旨を尊重して措置する所存である。

(二) 診療報酬の適正化については、中央社会保険医療協議会の意見を聞いて検討していきたい。また、低所得者に過重な負担が課されることのないよう配慮したい。

(三) 医療保険制度の改善については、今後とも十分努力する所存であるが、その費用を全額国庫負担および事業主負担で賄うことは、社会保険制度の建前からいっても適当でないものと考えてゐる。

昭和四十一年度の重点施策として、重症心身障害児(者)対策をとりあげ、従来の民間施設の拡充を行なうとともに、国立療養所等に重症心身障害児(者)を収容する病床の整備を行なうこととしている。

このため、昭和四十一年度予算の国立重症心身障害児(者)施設整備費五百二十床分について、全国各地に整備することとしてのしが、宮城県に於ては、国立西多賀療養所に八十床を整備する予定であり、昭和四十二年一月から運営する見込みである。

環境衛生関係営業に対して長期低利の資金を供給することについては、目下鋭意努力しているところであるが、その貸付対象業種の範囲については、供給資金枠、融資と行政指導との一体性等に留意して検討をすすめていきたい。

一、国立らば療養所の医師充足については、医学専門領域におけるらい疾患の特殊性と、らい療養所の立地条件等の諸要素を反映して近ごろ一般的に医師の確保が困難な実情にあることとは否めないところとなつてゐる。したがつて努力を重ねるについては、今後でもその確保に力をこれらについては、今更であるが、確に国立療養所全体の組織を通じ相互に医師の派遣診療を行ない、また、大学および他の医療機関からの専門医の派遣等の施策により診療、技術の援助体制についてもさらに強力に推進していきたい。

二、不自由者の付添介助については、既にその

必要性にかんがみ昭和三十五年度より五箇年計画をもつて昭和三十九年度までに二百五十人の職員の増員を図り、職員による付添の介助に切替えを行なつてきた。しかしながら、付添を要する患者の増加等によりまだ切替えのできないものについて、第二次計画として昭和四十年度に七十五人の定員化を図り、さらに昭和四十一年度以降についても、不自由患者の実態に應じて必要な増員を計画しているところである。

三、国立らしい療養所は、医療施設としての立場からは他の医療機関と同様医療ならびに療養生活上に必要な措置を講じてゐるが、他の疾病と異なる特殊な事情もあり、療養所内において、社会生活を営む面をも考慮して、現在、患者慰安金、作業賞与金等他の医療機関にはみられない特殊な経費を計上してその処遇を圖つてゐるところであるが、近時諸物価の上昇と一般社会生活面の向上等に伴つて、これら患者の生活処遇の改善を図ることは必要と考えられるので、関係経費についてそれぞれ社会事情に見合つた引き上げを行なう等その改善に努力したい。

四、國立らしい療養所における患者作業については、その歴史的沿革において相互援助の精神と、らい患者の療養生活上の特異性により所内における輕易な作業については軽症患者の作業に依存する建前をとり、今日に至つてゐるものであつてこれら作業に従事した患者に對しては、その他の患者との処遇の均衡を図る見地から、國はこれに作業賞与金として作業内容に応じ一定額を支給しては、おのづから性質を異にするものであるが、その額については一般社会情勢も勘案して逐次改善の方向に努力したい。

五、最近におけるらい医学の進歩により、治療効果が飛躍的に向上し、軽快治癒するものが多くなつてきている現状にかんがみ、就労助成金制度の拡充、社会のらいに対する偏見を是正するため啓蒙活動の推進等軽快退所者に対する社会復帰の促進を図っているが、らい対策全般にわたりその充実にについてさらに検討中である。

齒科技工士養成所指定規則の一部改正に関する請願(二件)(第三三八・三五一号)

母子福祉資金限度額引上げ等に関する請願(第二七〇号)

同

同

最近の齒科医療およびこれに用いられる器材の進歩発達に伴い齒科技工士に要求される技術水準も高度化されつつあるので、齒科技工士の資質の向上を図るよう関係団体の要望と意見を十分に聴取し実施方法その他について、慎重に検討を行なっているところである。

一、母子福祉資金の内容充実については、昭和四十年年度において技能習得資金、修業資金等の貸付限度額の引上げ等を図つたところであるが、さらに内容の充実を図るよう検討していきたい。

二、母子福祉施設に対する国庫補助については、当該施設の趣旨にかんがみ、定額補助をもつて行なっているところであるが、この定額の引き上げについて現在検討中である。

三、都道府県における母子相談員にかかる費用については、地方交付税交付金によつていゝところであるが、昭和四十一年度においても非常勤職員手当の増額が図られる見込みであり、また、常勤化についても実績等を考慮して推進していきたい。

四、(一)寡婦控除は、夫と死別した者が子女の養育をしながら所得を得ることは一般の納税者に比較してより一層の努力を必要とするばかりでなく、子女の世話費等家庭内における出費も特別にかさむ等特殊な事情があることを考慮して設けられているものであつて、このような見地からすれば、現行制度のように、扶養親族ないしは基礎控除以下の所得しかない子を有する者に限つてこれを認めることが適当であると思われる。

(二)昭和四十一年度の税制改正においては、最近における所得税負担の状況等にかえりみ、さし当たつて一般的な減税を行なう必要があるところから、基礎控除、配偶者控除、扶養控除等の基本的な控除の引き上げおよび税率の緩和を行なうこととしていゝので、この結果、寡婦に対する所得税の負担は、相当程度軽減されることになる。

五、第二種公営住宅の建設に当たつては、母子世帯向住宅として特別枠を設けて建設されて

国民健康保険改善に関する請願(第二七四号)

同

きたところであるが、昭和四十年年度から効率的な運用が図られるよう一般公営住宅の中で特定の目的のために一定の枠を設けて募集および入居の取り扱いを行なうことに改善されたので、今後運用に当たつては、母子世帯住宅が確保されるよう各都道府県の関係部局を指導していきたい。

六、母子福祉センターおよび母子休養ホームについての国庫補助は、それぞれ昭和三十五年年度および昭和三十八年度から行なわれているところであり、現在までに国庫補助によつて建設されたものは、母子福祉センター十四カ所、母子休養ホーム七カ所となつていゝが、今後、施設の増設および国庫補助(定額)の引上げ等についても十分検討していきたい。

七、母子福祉資金の貸付制度については、年々改善を図つてきたところであるが、医療資金の貸付を新たにとり入れることについては、今後とも研究していきたい。

一、既に措置したところである。

(一)国庫負担金補助金の算定基礎となる医療費の見積りは、可能な限り、適正に行なつていゝ。

(二)昭和四十一年度から七割給付を行なう場合、療養給付費の四割分を国庫負担とする国民健康保険法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第七十九号)を制定公布した。

(三)事務費国庫負担金および国民健康保険団体連合会補助金については、従来からその増額を図つてきたが、さらに実情に沿うべく努力したい。

なお、事務費の算定方法の改善については、検討していゝ。

(四)療養給付費に対する国の負担率を百分の四十とし、財政調整交付金の総額を市町村の療養給付費の見込額の百分の五に相当する額とすることについて、現在、国民健康保険法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第七十九号)を制定公布した。

(五)いわゆる標準保険料制については、検討したい。

(六)へき地医療対策の一環として、国民健康保険直営診療施設整備費および運営費に対

戦没者及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金制度の是正に関する特別法（第三二二号）

同

元軍艦陸奥並びに遺体引揚げ促進
に関する請願(第三六一号)

同

する国庫補助金の増額については、検討したい。

(七) 医師および保健婦の確保については、へき地医療対策の一環としてその強化を図るべく検討中である。

(八) 累積赤字を解消するための長期低利融資制度を設けることについては、今後検討したい。

二、昭和三十八年四月一日において、恩給法による増加恩給、戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金等を受けている者（恩給法別表に規定する第五項症程度以上のものに限る。）の妻に対し、特別給付金（十万円の国債）を支給すべく戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）を制定公布した。

二、戦没者等の妻に対する特別給付金は、昭和三十一年四月一日に戦没者等の妻であつた者に支給する建前をとつてゐるので、同日後死亡した者の妻にはその特別給付金は支給されないが、新たに考慮している前記一の「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」により戦傷病者の妻として、処遇されるものが多からうと考えてゐる。

三、公務による死亡者以外の者の妻に対し、特別給付金を支給することは考えてゐない。

軍艦陸奥については、沈没当時千二百一十一名の殉職者があり、当時百六十五名の遺体が收容されたが、その後昭和二十四年から同二十八年にわたる搭載物資の引揚げに当たり潜水夫の手による遺体の收容に努めた結果白骨化して氏名の判明しない遺骨六百八十四柱が收容されたといきざつがあり、現状においては潜水夫の到達し難い船体内の奥深いところになお約三千柱の遺体が残存している見込みである。この残存遺体の收容については、權威ある専門家の意見を徴し、また関係方面とも緊密に連絡をとり十分検討を遂げたところであるが、現実の問題として、海底深く埋没している船体そのものの引揚げにまたな深く埋没しないところ、その引揚げには、現段階の技術水準をもつては、現場の水深、潮流、船体の状態、作業の危険性等の関係からみてきわめて実施困難な実情であ

献血の必要経費国庫負担に関する
請願(第三八一号)

同

中国東北部（旧満州）における開拓殉難者の慰霊並びに遺骨収集代表団派遣に関する請願（二件）（第四〇八・四三〇号）

同

保育所の拡充強化に関する請願
(三件) (第四五一・五九六・五三二
二号)

同

これらの情勢にかんがみ昭和三十四年関係遺族に対しては、右の状況を詳細連絡するとともに、差し当たっては、右の措置として、それまでに収容し得た遺骨（いずれも氏名不詳）の分骨の伝達について相談いたし、希望の遺族に対してはその伝達を実施してきたが、その結果は次のとおりとなっている。

遭難当時の収容遺骨伝達数	六百六十五
その後の遺骨(分骨)伝達数	五百七十九
分骨伝達不望の数	百四十九
遺族の意向不明のものの数	二百二十八
計	千二百二十一

從來深海に沈没した艦船に対しては、その船体内の遺体のみを積極的^にに引揚げることが原則として差し控えてきたのであるが、かりとめにも船体^にに手をつけるような作業の行なわれる場合には、船体等の引き揚げと並行して、遺体を引き損しないようにでき得る限り鄭重にしかも完全に収容したい所存である。陸奥についても多少とも現段階においては、残る遺体の収容がなくとも、将来にわた^りり絶えず技術の進歩に注意しつつ船体の引き揚げが可能となつたあかには、すみやかに船体の引揚げに伴つて残存遺体の完全な収容の実現を期している。

献血による保存血液の供給価格については、現在これを是正する方向で検討中である。

献血の推進については、現在、各都道府県に對して献血運動促進のための経費の国庫補助を行ない、献血思想の普及、献血の組織化を促進しているところであるが、なお、今後とも努力する所存である。

日中間の国交回復の問題とも関連しており、現在のところ早急に実現することは困難であると思料されるが、遺族など関係者の心情はよく理解されるので、今後とも実現の方途等について十分検討していきたい。

一、保育所の拡充整備については、昭和四十年
度において二億二千八百六十四万円の国庫補
助を行なうほか、国民年金の還元融資により
二百二十九カ所六億三千六百万円の特別融資

昭和四十一年七月二十九日 参議院會議録追録(その一) 第五十回国会において採択された請願の処理経過

を行ないその整備を図つてきたところであるが、現在なお要保育児童が相当あることにかんがみ、昭和四十一年度以降においても一層その拡充整備に努力していきたい。

二、民間保育所に対しては、昭和三十八年度から五箇年計画をもつて国庫補助金により老朽の改築に努めており、また、民間保育所の整備に要する費用のうち法人の自己負担分については、社会福祉事業振興会等から融資を行ない、その支払利息を昭和四十一年度より全額国庫において補助することとしている。さらに、施設の運営面については、昭和四十年より新たに事務費三パーセント相当額を民間施設経営調整費として交付すべく所要の予算措置を講ずることとしている。

三、保母等職員構成の改善については、昭和三十七年に中央児童福祉審議会より意見具申を受けてから逐年改善を図つてきたが、昭和四十一年度においては、三歳未満児八人につき保母一人を配置することにしていただいたのを七人につき一人に改善することとしており、今後とも前記審議会の意見具申の線に沿つて改善を図つていきたい。

四、職員の給与については、毎年度改善を図つてきているが、昭和四十一年度予算案においては、昭和四十年年度補正予算で計上した給与改定を平年度したほか若干の改善をしており、さらに給与についての地域差を撤廃することを目標にし、その第一年度分の所要額を計上している。この結果乙地域(大都市以外の地域)の給与は、昭和四十一年度当初の給与ベースに比し、十三・七パーセント引き上げられることとなっている。

五、児童の処遇費についても、毎年度改善を図つてきたが、昭和四十一年度においては、次のように単価の引き上げを予定している。なお、家庭で負担すべき費用については、現在のところ軽減する予定はない。

- 給食費(日額)
- 三歳以上児二十四円十三銭→二十七円三十九銭
 - 三歳未満児五十五円三十一銭→六十二円七十八銭

旧令による共済組合期間を国民年金期間に通算するの請願(第五一三号)

同

血清肝炎被害者救助に関する請願(第五六一号)

同

日雇労働者健康保険改善及び日雇労働者に厚生年金適用に関する請願(二件)(第五六六・一〇〇三号)

同

国立栄養研究所(仮称)設置に関

同

保育費(日額)

- 三歳以上児 七円八十七銭→八円九十三銭
- 三歳未満児 八円九十三銭→十円十四銭

六、保育所の運営については、以上のような改善を図ることにより保育単価(児童一人当たり要する費用の月額)は、昭和四十年年度当初に比し、約十四パーセント引き上げられることとなるので、地方自治体の超過負担も大幅に緩和されるものと考えられる。

旧令共済組合期間を国民年金の老齢年金の資格期間に通算する国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第九十二号)を制定公布した。

一、および二、血清肝炎は現在、他の疾病と同様一般の医療保障制度の対象となつていないが、現行制度以外の特別の措置については、今後検討していきたい。

三、現在医療研究助成補助金をもつて、専門家による研究班を組織し、血清肝炎の医学的な究明、対策を研究中である。

四、血清肝炎被害者であつて、治癒後、前職復帰不可能の場合に公共職業安定所へ求職した者については、職業指導、就職あつせんを強力に実施していきたい。

一、日雇労働者健康保険制度については、昭和四十年十月の社会保険審議会の答申の趣旨に基づいて、早急に抜本的対策を検討する所存である。

二、厚生年金は長期保険であることから、日雇労働者については、記録など技術的な面でお問題があるので、五人未満事業所の取り扱いも含めて慎重に検討したい。

国民の健康体力の増強は、栄養が基本をなす

する請願(第六二四号)

結核対策の拡充に関する請願(十件)(第六五〇・一二一九・一二六九・一二八八・一三〇三・一三二七・一三八三・一四五七・一四五八・一五二四号)

同

ものであり、東京オリビックを契機として一般の関心が高揚してきた現状に即応して、国立栄養研究所において、これらを含めた研究開発に努力し、研究の発展に応じて順次その機構の整備拡充を図りたい。

一、結核予防法(三十五条) 予算の昭和三十九年度不足額については、十七億円を既に補正予算で計上済である。

昭和四十年度不足額について既に財源措置を講じた。

二、国立療養所、病院の結核ベッドの切り捨て、ベッドの利用転換、重症者の入院ストツプ、二割引き制度の廃止に反対のことについては、国立療養所は結核医療の中核として結核対策の最終責任を負うべき使命をもつていると考えられ、したがって国立療養所の運営に当たっては、結核患者の実態と今後の推移ならびに結核対策に即応して適正に処理すべきものと考えているが、結核の要入院患者は漸減の傾向にある一方、近年特に慢性疾患ならびに精神病患者の収容治療が強く要請されている折から地域の医療需要によつては、病床の転換等医療機関の再編成は必要であると考ええる。

なお、国立療養所における診療費の割引制度については、医療保障制度の拡充とともに、その存置については種々問題が生じているので、なお慎重に検討したい。また重症患者の入院制限については、施設の整備等の事情により止むを得ず一時的に抑制措置をとっている事例を除き基本的には行なつていない。なお、この点については、今後極力入所促進について指導したい。

三、A患者、B患者の基準の撤廃等については、結核患者の入所命令措置の運用上、A(市町村民税均等割税額をこえる階層)、B(市町村民税均等割税額をこえる階層)の二つに区分し、A患者については、必要な措置の制限をせず、B患者については、低所得階層から順次計画的に入所命令措置を行なつていくところであるが、結核感染源対策の重要性にかんがみ、極力制限の緩和を図るよう努力している。また、入所命令により入所中の結核患者に対し在宅療養を強制したことはない。

北海道における身体障害児童に対する育成医療費補助金増額措置に関する請願(第六七六号)

同

生活保護法による保護基準の級地引上げに関する請願(第六七七号)

同

はり、きゆう施術の保険取扱い上の障害除去に関する請願(第六九七号)

同

栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願(二件)(第六九八・九六三号)

同

医師・看護士の充足に関する請願(十一件)(第七二〇・一二二〇・一二三七・一二七〇・一二八九・一三〇四・一三〇五・一三三九・一四五九・一四六〇・一五二六号)

同

昭和四十年度における北海道に対する育成医療の給付に要する国庫補助金の交付は、二千三百三十一万円となつており、育成医療の給付に要する国の予算額の八・一パーセントを占め、種々配慮しているところであるが、昭和四十一年度の予算の交付に際しても、昭和四十一年度における予算の執行状況を勘案のうえ善処したい。

生活保護法による保護の基準における級地区分および地域指定については、今後とも国民生活の動向等を十分勘案し、その適正を期することとした。

現行医療保険における治療は、療養の給付として医療機関で行なわれることが建前になつていくこと等にかんがみ、はり、きゆう師による施術についての医師の同意を部分的または全面的に撤廃することおよび医療との併用を認めることは、適当ではないものと考えるので、一、二および三の要望には応じ難い。

栄養士法第五条の二の第二号に規定する栄養士養成施設は、教育課程その他の面からみて、その施設の教育課程を修了すれば栄養士法に定める管理栄養士の業務を十分になし得ると考えられる施設を指定するものである。したがつて、この施設の修了者について、あらためて国家試験を課す必要はないと考えている。

一、医師の充足については、国公立の医療施設については給与水準の向上を図り、その他の医療施設については、診療報酬の適正化を通じてその処遇の改善に必要な条件を確保する等の措置を講じているところであるが、なお一層の努力をしたい。

二、看護婦、准看護婦等の看護職員の確保については、従来から看護学生に対する修学資金制度および養成機関に対する国庫補助制度を強化拡充を図ることによつて対処してきたところであるが、さらに看護職員の配置の合理化、パートタイム制の活用、勤務環境の整備等を通じて医療施設における看護体制の一層の改善を図ることとした。

昭和四十一年七月二十九日 参議院会議録追録(その一) 第五十回国会において採択された請願の処理経過

国民健康保険料引上げ反対及び給付改善に関する請願(九件)(第七二・九三五・一〇一〇・一二二・一二七・一三〇六・一三四〇・一四六二・一五二七号)

同

なお、無資格者の従業については、関係法令の趣旨に沿つて規制を行なうとともに、保健婦助産婦看護婦法の改正についても関係者の意見を徴しつつ看護体制の脆弱化を来さないよう慎重に検討したい。

一、保険料負担は受益の程度に応じて適正なものとするべきと考えている。なお、給付制限は行なつていない。

二、現在、給付水準の向上を図るべく、現在四箇年計画でもつて家族の七割給付について、逐時その実施を図っている。

三、療養給付費に対する国の負担率を百分の四十とし、財政調整交付金の総額を市町村の療養給付費見込額の百分の五に相当する額とすることについて、国民健康保険法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第七十九号)を制定公布した。

四、いわゆる標準保険料制については、検討したい。

五、低所得世帯に対する保険料(税)の負担軽減の措置は従来から行なつているところであり、昭和四十年度においては、特に措置対象世帯の範囲の拡大を図つた。

老齢福祉年金の額については、昭和四十一年の引き上げに続いて、現行の月額千三百円を月額千五百円に引き上げる国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第九十二号)を制定公布したが、今後ともその改善を図つていきたい。

同

国立対馬病院の整備拡張及び厳原町分院設置に関する請願(第一一四四号)

同

国立対馬病院の整備拡充については、かねてより離島における特殊事情等から適正医療の確保が円滑に行なわれるよう努めており、建物等についても昭和三十六年度から病棟の更新築、手術棟の増築、炊事棟の更新築、中央治療棟の更新築を行なつてきた。また、診療面の充実に ついても医師看護婦等の配置定数を増加する一方診療に必要な医療機械についても逐次整備を行なつているところである。しかしながら診療を担当する医師は、その立地条件に関連して常住者の確保が非常に困難であるので、このたび国立福岡中央病院の医師を一定期間の交替勤務制で国立対馬病院に派遣し、患者の診療に当た

環境衛生金融公庫設置に関する請願(二件)(第一一八九・一五六〇号)

同

病院給食の改善と生活保護基準引上げに関する請願(六件)(第一二四七・一三〇七・一三二八・一四一三・一四六一・一五二五号)

同

石炭産業健康保険組合の財政対策に関する請願(十三件)(第一二四八・一三七二・一三七三・一三七四・一三七五・一三七六・一三七七・一三七八・一三七九・一三八〇・一三八一・一三八二・一五六一号)

同

らせることとしていふ状況である。なお、国立対馬病院自体の医療確保の問題もあり、厳原町に分院の設置については、今後の問題として検討したい。

現在、環境衛生関係営業に対する融資は、政府関係金融機関では、中小企業金融公庫、国民金融公庫および商工組合中央金庫で行なわれているところであるが、償還期限、利子率等の点で、環境衛生関係営業に對しての金融措置としては、必ずしも十分でない点もあるので、昭和四十一年度からは国民金融公庫の中に特別枠を設けて融資措置を行なうこととなつたが、その内容については、営業の実態に即したものとす

るよう関係者と十分協議していききたい。

一、患者食糧費の増額については、物価上昇、食生活の向上等に伴い、逐年その改善に努力しているが、昭和四十年度においては、一般食の材料費一人一日当たり予算単価を前年度より八円引き上げ百四十八円に、また、特別食については、十円引き上げ百七十九円にそれぞれ増額したところであり、入所患者に必要な栄養量は一応確保されている現状であるが、さらにその後における物価の上昇傾向もみられるので、その増額を図るとともに、さらに長期療養者に対する給食の重要性にかんがみ、極力患者の嗜好に適合し得るよう内容の改善、調理技術の向上等について一層の配慮を講じていきたい。

二、期末一時扶助費については、昭和四十一年二月に改定を行ない、一級地居宅の場合千四百円に引き上げられたところであるが、生活保護基準については、今後とも国民の消費生活の実態に応じた引き上げを行なうよう努力したい。

一、財政状況の悪い石炭山健保組合に對しては、従来から補助金を交付し、その自主再建を促進することとしているが、昭和三十九年度においては、健保組合に對する補助が一億六千三百万円中その六割四分に当たる約一億円を補助した。

健保組合に對する補助金の額は、昭和四十一年予算において実質五千万円の増加をみ、さ

国民健康保険制度改善に関する請願(第一五三七号) 同

「製菓師法」(仮称)制定に関する請願(第一五六三号) 同

らに昭和四十一年度において四千万円増で計上しているが、石炭鉱業審議会の答申の趣旨もあり、石炭山健保組合に対する補助金の配分については、さらに考慮を払う所存である。

二、健保組合財政の健全性を維持するため、健保組合については、予算編成基準を定めていながら、予算の認可に当たっては画一的な適用を避け、それぞれの年度の諸般の状況を斟酌し、組合個々の実情を勘案して弾力的な取り扱いをしており、法定準備金等の財産処分については、財政状況が悪い石炭山健保組合については、特に実情にかなう措置が講ぜられるよう予算認可に当たって十分考慮することとしている。

一、療養給付費に対する国の負担率を百分の四十とし、財政調整交付金の総額を市町村の療養給付費の見込額の百分の五に相当する額とする国民健康保険法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第七十九号)を制定公布した。

二、(1) 既に措置したところである。
(2) 既に行なつた特別の国庫補助により対処できたものと考えている。
(3) 国庫負担金補助金の算定基礎となる医療費の見積りは、可能な限り、適正に行なっている。
三、国庫負担の増額等について必要な措置を講じている。
四、事務費国庫負担金および国民健康保険団体連合会補助金については、従来からその増額を図ってきたが、さらに実情に沿うべく努力したい。
五、国民健康保険直営診療施設整備費および運営費に対する国庫補助金の増額については、検討したい。
六、いわゆる標準保険料制については、検討したい。また、国民健康保険の累積赤字解消のための長期低利融資制度を設けることについては、今後検討したい。

法律を制定することによつて生ずる食品衛生行政等との関連効果については、不明確な面も多いのでなお慎重に検討したい。

国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願(三件)(第一六〇五・一六〇六・一六〇七号) 同

熊本市内有明製鉄株式会社による公害除去に関する請願(第二八六号) 同

一、国庫負担金補助金の算定基礎となる医療費の見積りは、可能な限り、適正に行なっている。

二、事務費国庫負担金および国民健康保険団体連合会補助金については、従来からその増額を図ってきたが、さらに実情に沿うべく努力したい。

三、療養給付費に対する国の負担率を百分の四十とすることについては、国民健康保険法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第七十九号)を制定公布した。

四、財政基盤を強化するため、療養給付費に対する国の負担率を百分の四十に引き上げることに伴い、財政調整交付金の総額を市町村の療養給付費の見込額の百分の五に相当する額とすることについて、国民健康保険法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第七十九号)を制定公布した。また、低所得世帯に対する保険料(税)の負担軽減の措置は従来から行なつているところであり、昭和四十年度においては、特に措置対象世帯の範囲の拡大を図つた。

五、(一) へき地医療対策の一環として国民健康保険直営診療施設整備費および運営費に対する国庫補助金の増額については、検討したい。
(二) 従来から財政調整交付金でもつて措置しているところである。
(三) 医師確保のため、特に必要とする経費に対する財政措置については、検討したい。
六、今後とも補助基準額の引き上げについて、実情に沿うよう努力したい。

請願にかかる施設において問題となつていような公害は、既存の法制によつて解決することが困難なものが多く、既存法制の充実強化未規制公害の法制化等の施策を推進する必要がある。目下これらの基本的問題について公害審議会に諮問中であるので、その審議をまつて対策の樹立を図るとともに、それまでの間は、地方公共団体を通じて行政指導を行ない被害の緩和に努めたい。

なお、本件に関する限り当該工場は経営上の理由により閉鎖される模様である。

山形県最上川下流の国営農業水利事業負担金軽減に関する請願(第九一五号)

農林省

東北地方の国営農業水利事業負担金軽減に関する請願(第三五五号)

同

山形県最上川下流の国営農業水利事業並びに付帯事業促進に関する請願(第一一四号)

同

九州・山口地方における農業基盤整備に関する請願(第二七五号)

同

国営かん排事業並びに付帯事業の早期完成及び地元負担軽減等の措置に関する請願(第三四六号)

同

国営かんがい排水事業の負担の軽減については、最近における事業の実体等にかんがみ、昭和四十一年以降において完了するものにつき、負担金償還期間を現行十年から十五年に延長する措置を講ずることとしているが、今後なお諸般の事情の推移をみて負担の適正化を期するよう検討したい。

右に同じ。

国営かんがい排水事業「最上川下流」地区については、昭和三十三年に着工し、鋭意所要の工事を進めているが、今後ともその早期完了を図るべく努めたい。また、これに付帯する県営事業については、昭和三十九年度に着工し、工事を進めているが、国営事業の進捗に應じ、その推進を図ることとしている。

一、果樹振興のための基幹農道網の整備については、現行制度上その計画、実施を国で行なうことは困難であり、関係地方公共団体等においてなお計画の具体化および事業の実施方法等について検討を進めることが適当と思われる。

二、阿蘇地域大規模草地改良事業については、昭和四十一年度国営事業の全体実施設計を行ない、昭和四十一年度には、これに着工するとともに、国営事業に付帯する利用施設の整備事業にも着手し、鋭意その推進を図ることとしている。

三、国営干拓事業「長崎地区」については、昭和四十一年度に着工し、今後漁業権等権利関係の調整をまづて本格的推進を期している。

一、国営かん排事業については、今後ともその早期完了を図るべく努めたい。また、これに付帯する県営事業についても、国営事業の進捗に應じ、その推進を図ることとしている。

二、国営かんがい排水事業の負担の軽減については、最近における事業の実体等にかんがみ、昭和四十一年度以降において完了するものにつき、負担金償還期間を現行十年から十五年に延長する措置を講ずることとしている。

宮崎県綾川地区の国営かんがい排水事業の負担軽減に関する請願(第三九八号)

同

開拓農家営農振興対策並びに負債対策に関する請願(第六八一号)

同

が、今後なお諸般の事情の推移をみて負担の適正化を期するよう検討したい。

三、昭和四十一年度においては、地方債の大幅な増額に伴い、従来事業費補正によつて基準財政需要額に算入されていた投資的経費は、すべて地方債によつて措置されることとなつており、今後事業費補正そのものの存廢が検討されているような状況にあるので、国営かん排事業の地方負担額を含めた土地改良事業にかかる投資的経費については、その性格から考えてもむしろ農業行政費にかかる単位費用の充実によつて措置することが適当であると考えらる。

国営かんがい排水事業の負担の軽減については、最近における事業の実体等にかんがみ、昭和四十一年度以降において完了するものにつき、負担金償還期間を現行十年から十五年に延長する措置を講ずることとしているが、今後なお諸般の事情の推移をみて負担の適正化を期するよう検討したい。また、国営かんがい排水事業の実施に伴つて必要となる県営団体営事業については、国営事業の進捗に應じて、合理的に進めるよう、今後とも努力したい。

一、目標所得については、一般中庸専業農家とほぼ同一の生活水準を維持できるよう定めており、昭和四十一年度振興計画樹立についても専業農家の家計費の上昇を考慮して引き上げを予定しているが、御要望の額は、前提となる営農規模がかなり大規模なものであり、現在の開拓農家の実態からみて、ここまでの引き上げは困難である。

二、融資限度額については、物価の上昇を考慮して検討することとしているが、その他の融資条件の改正は、新振興対策の実施に当たり貸付利率の引き下げを図つており、新規入植者に貸付ける基本営農資金の貸付条件との関連もあつて困難である。

三、既に貸付けされた開拓者資金の借りかへは、既に昭和三十五年条件緩和措置を講じており、再度特別法により措置することには困難である。また、自作農維持資金による借りかへ措置については、現在行なわれているものについてその促進を図るよう指導の強化

林業(造林)公社に対する農林漁業金融公庫資金拡大融資に関する請願(第三三九号)

同

農家等の出かせぎに対する国の特別措置に関する請願(第三二四号)

同

を図るが、同資金の貸付条件の改正は、同資金が農林漁業金融公庫資金のうちでは特別のものを除いては最も低い金利であることなどからみて困難である。

四、昭和三十三年以降入植者に対しては、開拓者資金の貸付枠の拡大等事業の計画的実施を図ることとしており、振興対策の趣旨からみても、振興対策対象農家を昭和三十三年以降の入植者にまで拡大することは困難である。

林業(造林)公社に対する農林漁業金融公庫資金の貸付金額の限度を引き上げることについては、農林漁業金融公庫制度全体にかかわる問題でもあるので、慎重に検討したい。また、管理事務費を一般的に農林漁業金融公庫資金の貸付対象とすることは当面考えていない。

農家等の出稼労働者の実態については、農林統計および労働統計ならびに国、地方公共団体および農業団体等の各種調査等によりその把あに努めているところであるが、農家の出稼に対する対策の基本は、地域開発による農村地域の雇用機会の増大、社会保障の充実、農村環境の整備等の諸施策とあいまちつつ、農業の生産性の向上、農業経営の近代化による農業所得の増大、価格安定等の流通対策の拡充等を通じて農業経営および農家生活の安定向上に努めることにあると考えるので、これらの諸施策を引き続き拡充実施することによって対処していきたい。

出稼に伴って現に生起している問題の解決のための直接的な対策としては、農林省は、労働行政関係機関等との連携の緊密化を図りつつ、昭和四十年度から農家労働力対策事業を実施し、農業団体等を指導して出稼に関する相談、職業安定機関等へのとりつき等を行なうこととしており、労働省は、農林行政関係機関および市町村等との連絡の緊密化を図ることにより、出稼労働者に対する就労前の巡回職業相談および講習会の実施ならびに就労地における出稼相談所の設置および貸金支払の確保、労働災害の防止、宿舍の改善等を重点とする就労事業所に対する監督指導の強化等を行ない、出稼労働者の就労経路の正常化、就労条件の改善を

林業基本法関連立法の早期実現に関する請願(第六八二号)

同

韓国産のりの輸入調整及び生産者の保護育成に関する請願(第一一六号)

同

すすめているところである。また、昭和四十一年度からは新たに建設業等の工事の通年化を促進するための設備の設置等に要する資金を融資する制度を設ける等出稼労働者の通年雇用の促進を図ることとしている。さらに留守家族の問題についても、農村地域担当の婦人少年室協助力員による留守家族に対する生活相談を通じて、具体的な助言、指導、援助を行なっている。

一、木材需要の増大に伴い、外材の輸入は近年著しく増加したが、国内材生産の実情からみて、木材の需給および価格の安定を図るためには今後も相当量の外材の輸入が必要である。

現在、外材は国産材の供給不足分に対する補充として輸入されているが、秩序ある輸入が行なわれることが望ましいので、今後、行政指導等の強化によつて、一層、その推進を図ってきたい。また、このための立法措置が必要かどうかについては、慎重に検討することとしたい。

二、製材業の近代化については、中小企業近代化促進法に基づき業種指定を行ない、農林省において近代化計画を策定したので、今後は、この計画の具体的実施を中心としてその近代化を積極的に推進していきたい。

一、近年のわが国のり生産量は、おおむね四十億枚前後の生産をあげると至つては、他方需要も伸びつつあり、この間の需給動向と国内生産量の変動を勘案しつつ、輸入割当制度の適切な運用により、国内生産者に対する悪影響を防止することを配慮しながら、今後の輸入の調整を図っていきたい。

なお、のりを含め水産物全般にわたつて、輸入と国内生産の調整についての問題は、沿岸漁業等振興審議会において、現在検討中である。

二、国内のり生産者に対する保護育成対策としては、沿岸漁業構造改善対策事業についてのり養殖に関する生産基盤の整備および経営近代化を促進するため、昭和三十三年からのり漁場造成事業、のり人工採苗施設設置事業、沖合養殖保全施設設置事業および施肥防

松くい虫防除対策に関する請願
(二件) (第三三八・五二六号)

同

日韓条約締結後における小型漁船
の操業安全等に関する請願 (第三
四〇号)

同

除施設設置事業等各種事業を実施し、昭和四十年年度までに五億円を越える国庫補助を行なつたほか、処理加工施設設置事業および水産物保管施設設置事業についても、約一億円の国庫補助を行ない積極的に施設の整備を図つてゐる。さらに水産業改良普及事業においては、のり養殖技術の改良普及を推進してゐる。

これらの施策は、今後とも継続するとともに昭和四十年年度からは、新たに浅海漁場の大規模開発に必要な諸調査を開始してゐる。

一、森林病害虫等の防除措置を強化するため、現行制度の改善について十分検討したい。

二、駆除単価と枯損幼齡木の駆除の予算については、実情に即するよう年々是正を図つており、昭和四十一年度においても約十パーセント程度を増額することとしているが、今後とも地元負担の軽減について努力したい。

三、松くい虫の被害に対する薬剤その他の方法による駆除法については、現在鋭意研究を行なつてゐるところであるが、今後ともさらに積極的にその開発に努めていきたい。

四、餌木誘殺法については、かつて助成事業として実施し、主として技術上の問題により中止したものであるが、最近の防除技術の進展にかんがみ、採用の適否について十分検討したい。

五、松くい虫被害の激甚な市町村に編成される防除作業班に、チェーンソー、動力噴霧機等の機械整備をさせるために、昭和四十一年度より県に対して機械整備の助成を行なうこととしている。

一、対馬の北西海域は、日韓両国の漁業水域が隣接し、かつ、小型漁船の集中も予想されるので、漁業取締りその他指導監督を強化するほか、当該海域を含む共同規制水域に出漁する小型漁船には集団操業をするよう指導し、事故防止を図るとともに、陸上および小型漁船用通信施設等につき助成措置を講じて操業の安全に万全を期するよう努めてゐる。

二、沿岸漁船の県別出漁隻数配分に当たつては、過去の共同規制水域周辺における操業実態等を十分勘案して処置してゐるところであ

るが、特に対馬沿岸漁船出漁については、地理的条件からくる漁業依存度等を考慮してゐる。

三、対馬島内の漁港については、漁港修築事業、漁港改修事業および漁港局部改良事業によりそれぞれ整備を行なつてゐるが、日韓漁業協定の実施に伴い関係漁場におけるわが国漁船の円滑な操業を確保するため、これら漁船の根拠地または避難に必要な漁港の整備については、重点的にその促進を図ることとし、昭和四十一年度における実施箇所の選定ならびに事業量の決定に際しても、この趣旨に沿うよう予算等の配分を行なつたが、今後ともこの点に十分留意し遺憾のないよう処置したい。

四、日韓国交正常化に伴い、日韓貿易の均衡的拡大の要請とわが国における水産物需要の増大ならびに漁獲量の伸びなやみの現状からみて、今後水産物の輸入はある程度増大する傾向にあると考えられるが、これと競合するおそれのある水産物がわが国の沿岸漁業者等によつて生産されていることを考慮する必要がある。現在沿岸漁業等振興審議会において水産物の輸入と国内沿岸漁業等との調整につき根本的な検討を行なつてゐるところであり、その結論が得られた際にはこれを尊重して、水産物の輸入につき所要の措置を講ずることとしたい。

五、日韓漁業協定の発効までに韓国に捕獲された漁船の船主、乗組員等に対する救済措置としては、既に昭和四十一年度補正予算に総額約四十億円の特別給付金を計上し、関係各県にその支給要綱等を通達したところであり、昭和四十一年五月以降支給申請を受理し、支給を開始することとしている。

六、共同規制水域に出漁する漁船に対しては、日韓漁業協定および漁業関係法令の遵守を期するため年間を通じて常時漁業取締船五隻の配置と必要に応じその増派を行なうことにより漁業取締りに万全を期していきたい。

わが国のトマト加工品の国際競争力の強化を図るため、その品質の向上、製造施設の合理化等に努めてゐるので、その貿易自由化については、これら施策の成果を十分に考慮して、慎重

トマト加工品の貿易自由化延期に
関する請願(第二七号)

同

さばまき網漁業と一本づり漁業との競合排除に関する請願(二件)
(第二〇九・二一〇号)

同

漁船損害補償法の一部改正に関する請願(第七五号)

同

農家経済の安定及び農民生活の向上に関する請願(第二一五号)

同

に検討したい。

昭和四十一年十一月以降つり漁業者とまき網漁業者間の自主的な話し合いによる解決の方針として、八戸沖部会と銚子沖部会にわけて両漁業者間の協議を促進し、昭和四十一年二月二十四日に銚子沖漁場における両漁業の操業調整の申合せが北部太平洋海区まき網漁業生産調整組合と東日本まき網漁業生産調整組合との間において協議成立をみた。また、八戸沖漁場における操業調整の申合せは、昭和四十一年三月五日に北部太平洋海区まき網漁業生産調整組合と東日本まき網漁業生産調整組合、八戸いか釣漁業協議会との間において協議成立をみた。

これら申合せは、それぞれ八戸沖、銚子沖のさば漁場について、一定の期間、区域、期間内におけるまき網漁業の投網を自粛することを中心とし、あわせて水揚げにおける魚価の調整をも両者協力して行なおうとすること等を内容としている。

一、保険金の支払いについては、分損事故の場合には、正当な損害額を算定するため、漁船保険組合および漁船保険中央会において調査する必要がある。しかしながら、今後は漁船保険組合および漁船保険中央会に対し損害額の調査を迅速にし、保険金を早期に支払うよう指導していききたい。

なお、台風等異常災害の際で特に緊急に保険金の支払いを要する場合には、優先して早期支払いを実施している。
二、国庫負担対象付保率の引き上げについては、財政措置を必要とするので、慎重に検討したい。

二、農畜産物の価格の安定については、従来から農業政策の重要な一環として、米、麦、畜産物、繭糸等主要な農畜産物ごとに適切な価格制度を確立し実施してきたが、今後も農畜産物価格制度を充実するとともに、その運用の適正化に努めていきたい。

なお、農畜産物の価格政策を講ずるに当たっては、当該農畜産物の生産事情、需給事情その他の経済事情を十分考慮して施策を講ずるべきものであり、一律に生産費・所得補償方式による価格制度をとることは適当でないと考ええる。また、所得税法施行令および法人税法施行令の改正により、昭和四十一年四月一日から、農畜産物の価格の低落による損失を補てんするための業務を行なう公益法人に対して生産者または農業団体等が支出した負担金については、事業所得または法人所得の計算上必要経費または損金の額に算入されることとなつたので、これら負担金は、その負担した年または事業年度においては課税の対象となることはなくなつた。

二、外国産農畜産物の輸入に関しては、国内農畜産物に悪影響を与えないよう慎重に配慮しつつ、国際的な要請や経済動向等をも勘案し、弾力的に対処していく所存である。

三、生鮮食料品の流通機構のなかで重要な地位を占めている中央卸売市場について、引き続き中央卸売市場開設整備計画に基づきその開設と施設整備を計画的に促進するとともに、その取り引きの改善措置を一層推進することとしている。また、流通の末端機構である小売業については、その近代化の基本的な方向等について検討を行なうこととしており、その結果により必要な施策を逐次実施することとしていく。

四、農業基盤整備事業は、国民の必要とする食糧を安定的に確保するためのものであるという見地から公共事業となつており、受益者が特定されており、これにより個々の農業経営が改善合理化されるものであるが、全国国庫負担とすることは困難であるが、なお農家負担の適正化については今後とも配慮していききたい。

五、農業者に対する労災保険の特別加入の適用範囲については、今後とも農業における業態の特殊性、災害発生状況等を勘案しつつ実情に沿うよう慎重に検討を進めていきたい。また、農村社会保険制度の拡充については、拠出制老齢年金給付水準の大幅な引き上げ等を内容とする国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第九十二号)を制定公布したが、今後さらに各種社会保険制度の充実強化に努めていきたい。

六、農村の生活環境の整備については、農林漁

こんにやく産業の安定に関する請願(二件)(第四一〇・四三一号)

同

業用道路の整備、農家生活改善資金の拡大、住宅金融公庫の農山漁村住宅資金の拡充を図る等従来から意を用いてきたところであるが、今後も関係各省庁の緊密な連携を保ちつつ、農村の生活環境の整備を推進し、もつて農村生活者の福祉の向上に努めていきたい。

一、こんにやくの生産振興対策については、農業構造改善事業および山村振興対策事業の一環として、生産性の向上を図りつつ需要に見合った安定的生産に努めたい。

二、こんにやくの輸入は、異常災害等により供給不足となり、その結果価格が上昇し消費者物価対策上重大な事態が生ずるおそれがある場合以外には行なわない考えであるが、輸入を行なう場合においても、日本こんにやく協会が需給調整機能を十分果たしうよう措置したうえで行なう考えである。また、こんにやく産業の中核である日本こんにやく協会に対する指導方針としては、こんにやく生産者を含む関係業界の安定的発展を期するとともに消費者物価対策に協力するよう適切な指導を行なうていく考えである。

三、こんにやくは、わが国特有の商品であつて、輸出国においてはわが国の引合があつて始めて商品となるもので、国際的な商品ではなく、また、輸出国におけるこんにやくは非栽培植物であるため国産品との価格差は著しく、通常の関税措置等によつて価格の均衡を図りうる性質のものでもないで、現在のところこんにやく貿易を自由化することは考えていない。

林道補助体系の整備等に関する請願(第六五一号)

同

一、林道事業については、補助、融資等の措置の拡充により今後さらにその整備に努めていきたい。

なお、補助体系整備については、昭和四十年に行なつた調査結果に基づき検討したい。

二、治山事業については、治山事業五箇年計画に基づき、その拡充強化を図ることとしている。

なお、治山事業の補助残の起債充当枠については、昭和四十一年度から一律九十五パー

農業共済保険予算に関する請願(三件)(第二二二・六九二・九七三号)

同

セントに拡大した。また、保安林助成措置の強化については、今後十分検討したい。

三、公有林野造林については、昭和四十一年度の公庫融資枠の拡大を行なつてきたところであるが、さらに分収造林の促進を含めて造林の推進措置につき、今後十分検討したい。

なお、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律については、昭和四十一年法律第百二十六号として制定公布した。

四、(一) 林業労働体制の確立については、林業労働力対策、林業構造改善事業促進対策等により、森林組合労働班等の近代的労務組織の育成強化に努めていきたい。

(二) 国有林野の活用については、国有林野事業の使命達成との調整を図りつつ、現行制度による積極的な活用を図ることとしたい。

五、運賃改正に当たり、公共割引制度等を存続させる等林産物資関係の運賃軽減措置を講じている。

一、農業共済団体事務費負担金中、職員給与分(給料、期末勤勉手当)については、昭和四十年年度補正予算において国家公務員の給与改訂に準じて改訂補正し、昭和四十一年度予算においては、期末勤勉手当(昭和四十一年度三・六月分)を三・九月份に、通勤手当を新規に予算計上した。家畜診療施設と競合することにかんがみ、その給与を国庫負担の対象とすることは、必ずしも適当とは考えられない。部落共済連絡員および損害評価委員会については、その手当の増額に努力している。

掛金国庫負担金の一般会計繰入れ不足分については、昭和四十一年度予算補正において補正措置を講じた。

二、家畜共済制度の改正については、昭和四十二年実施を目的に、そのための農業災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十五号)を制定公布した。昭和四十一年度予算においては、家畜共済制度改正調査費を計上した。

三、単位当たり共済金額の最低額の引き上げについては、蚕繭共済においては最高額の引き上げに伴つて行ない、農作物共済においては、現在の最低額を選択している農家も一部

家畜共済制度の早期改正に関する
請願(第九七四号)

同

新乳価制度等に関する請願(第一
一三三号)

同

にあるので昭和四十一年度は据え置いたが、
今後は農家の選択動向等により検討したい。
四、農業共済制度に関する講習については、全
国農業共済協会および日本獣医師会に委託し
てそれぞれ連合会職員および獣医師の講習を
行ない、組合等の役員については都道府県
において講習会を開き、これに対して補助を
することになっている。
五、新種共済については、果樹共済についての
協議費および畑作物共済の試験調査費をそれ
ぞれ予算計上した。
六、農業共済団体の導入する高性能防除機につ
いての補助は、植物防疫法第三十五条第二項
の規定により予算措置がとられている。

一、家畜共済制度については、農家単位一括引
受方式の創設、共済掛金国庫負担の拡充を図
ること、共済事故の一部除外の途を開くこと
等の改正を重点に農業災害補償法の一部を改
正する法律(昭和四十一年法律第百二十五号)
で制定公布した。

二、家畜診療所職員人件費については、診療行
為の対価として共済掛金乙部分に含まれてい
るので、職員費について直接の国庫負担は考
えていない。しかしながら、診療所の職員費
が共済掛金の形で農家の負担を増加させるこ
とは好ましくないもので、制度改正において
は、一方損害防止に対する国の助成により診
療効率の向上を図るとともに、他方共済掛金
については、病傷部分を含め国庫負担するこ
ととしている。

一、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法
の施行により実施されることとなつた生乳
の用途別取引の実効を確保するためには、
飲用向生乳について適正な価格形成が行な
われることが望ましいので、飲用牛乳の製
造、流通経費等の調査は握に努めるととも
に、飲用向生乳価格の約定につき、必要に
応じ適切な指導を行なうていきたい。
(二) 生乳の需給調整については、従来に引き
続き、国の主催の下に関係者を集めて地域需
給調整会議を開催するとともに、生産者団
体についても全国または地域ごとの出荷調
整会議の開催等を通じて出荷の調整措置を
講ずるより指導助成を行なうていきたい。

畜産物価格安定に関する請願(第
二五九号)

同

(三) 学校給食用生乳価格については、学校給
食用生乳供給事業の本旨にのっとり、地域
内の乳価水準等を考慮し、適切な価格形成
が行なわれるよう指導していきたい。
(四) 飲用牛乳消費の円滑な増進と酪農の健全
な発展を図るためには、飲用牛乳価格の安
定が必要であるので、飲用牛乳の製造、流
通の各段階にわたつてその合理化対策を究
明するとともに、飲用牛乳販売形態につい
ては、隔日配達制の採用等につき消費者の
理解をも求めつつその普及に努めたい。
(五) 飼料生産基盤の拡充を図るために、草地
改良の助成および既耕地への飼料作物の導
入に必要な機械等の共同利用施設の導入の
助成を行なっている。また、政府操作飼料
の売渡し量を増加し、その売渡し価格も畜
産経営の安定を旨として定めることとし、
流通飼料全体の需給と価格の安定を図つて
いく考えである。

二、加工原料乳生産者補給交付金について
は、三十億円を計上しているほか、制度の
円滑な運営を図るため、指定生乳生産者団
体に対する事業運営経費の助成(一億百万
円)、中央団体に対する指導事業費の助成
(四百万円)、都道府県に対する指導および
業務委託費(二千万円)等総額三十一億四
千二百万円を計上している。このほか、指
定生乳生産者団体の成立を契機として集送
乳路線の整備を促進する等牛乳乳製品の流
通合理化対策に要する経費(六千四百万円)
を計上し、また、酪農近代化促進対策、畜
産コンサルタント事業および畜産技術研修
についても所要の予算を計上している。
(二) 学校給食予算については、昭和四十五
年度において牛乳学校給食を全面実施するこ
とを目途に、昭和四十一年度においては、
供給量を十八万七千五百トン(百八〇CC
当たり補助単価五円)とし、総額五十億円を
予算に計上している。

一、鶏卵の需給および価格の安定については、
需要の伸びに見合った計画的な生産出荷を
図ることが基本であると考え、昭和四十
一年度においては、鶏卵価格安定生産出荷調
整会議を開催して生産出荷の調整を図ること

宮崎県に肉用牛繁殖センター設置
に関する請願(第二三八九号)

同

漁港の整備促進等に関する請願
(第二一一二号)

同

とし、あわせて、生産者団体による自主的な生産調整を基礎として生産者に対して価格の補てんを行なう卵価安定基金に対して、畜産振興事業団を通じて所要の出資を行なうこととしている。

二、畜産物の価格安定等に関する法律に基づく豚肉の昭和四十一年度の安定基準価格については、昭和四十一年三月に開催された畜産物価格審議会の答申に基づき算定した結果、昭和四十一年度より十四引き上げ、一キログラム当たり三百二十円(関東市場水準)と決定した。

三、濃厚飼料への依存度の高い豚鶏の飼料については、飼料の需給動向に対応し、飼料需給安定制度の効率的な運用により、需給および価格の安定を図ってきたところであるが、昭和四十一年度においては、近時の動向にかんがみ、ふすま増産用小麦および大麦の売渡量の増加を図ることとしている。

肉用牛繁殖育成センター設置事業は肉用牛振興対策の一環として、肉用牛の繁殖育成の適地において、農業協同組合等が優良系統の肉用繁殖素牛の増殖配付を行なうための肉用牛繁殖育成センターの設置につき助成するものであり、昭和四十一年度から開始し、初年度は二十箇所の設置を予定しているが、設置場所については、北海道、東北、南九州等肉用牛飼養の立地条件にめぐまれている地域において繁殖育成の適地を重点的に選定することとしている。

一、漁港整備促進に関する事項

(一) 漁港の整備については、第三次漁港整備計画に基づく漁港修築事業のほか、漁港改修事業および漁港局部改良事業により鋭意その整備の促進に努めているところであり、今後ともこの事業の円滑な推進に努めていきたい。

(二) 昭和四十一年度から沿岸漁業構造改善事業が行なわれている都道府県の区域内において行なう漁港局部改良事業であつて、沿岸漁業の構造改善に資すると認められるものについては、補助率を三分の一から二分の一に引き上げることとなつた。

(三) 第四十三回国会で成立した漁港法の一部

を改正する法律(昭和三十八年法律第七十号)により、その負担率を改めたが、国の直轄事業として施行すべきについては、今後検討したい。

(四) 昭和四十一年度から第五十一回国会で成立した海岸法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第十号)により、政令で定める海岸に係るものの補助率については、これを二分の一から三分の二に引き上げた。

(五) 漁港整備事業に要する費用の地方負担に対する起債については、昭和四十一年度から都道府県および市町村の一般補助事業債の起債を認めることとした。

(六) 現在漁港法に基づく漁港修築事業の対象範囲は、機能施設としての輸送施設、漁港施設用地(公共施設用地に限る)および漁業用通信施設であるが、これらの施設以外の機能施設についても沿岸漁業構造改善事業による助成の対象として整備の促進を図つており、さらに公共事業として行なう漁港修築事業の補助対象範囲の拡大の問題については、今後検討したい。

二、特定第三種漁港は、漁獲高、漁獲物昇外移出高、入港漁船のトン数、接岸岸壁の延長等を基準とし、さらに地方的配置および今後の利用の見通し等を勘案して定められたものであつて、追加指定については、本制度が設けられた趣旨および上記の基準にのっとり、今後検討したい。

三、水産庁漁港部に防災課を設置することについては、今後とも検討したい。

四、作業船整備事業に三分の二の国庫補助を与えることについては、事業の施行者が作業船を使用して行なう漁港整備事業量の関係その他の同種の事業を所管する各省との関係もあるので、今後の問題として検討したい。

五、離島における漁港整備の早期完成については、離島振興計画に基づき、趣旨に沿うよう今後とも努力したい。

六、漁港関係事業の早期着工措置については、農林関係公共事業の施行の促進に関し、都道府県知事に通達し、趣旨に沿うよう努力している。

七、漁港建設技術研究機構の強化拡充については、昭和三十九年農林省農業土木試験場に水

産土木部を設け、必要な実験、研究を行なつており、今後とも所期の目的が十分に達成されるよう努めたい。

八、第一種漁港の航路標識施設の整備促進については、目下利用範囲の広い航路標識の整備を重点的に進めており、整備計画の進捗よく状況を勘案し、関係各省とも協議のうえ整備することとした。

九、日韓漁業協定締結に伴う前進基地漁港の急速整備については、関係漁場におけるわが国漁船の円滑なる操業を確保するため、重点的にその促進を図ることとし、昭和四十一年度における実施箇所ならびに事業費の決定についても、このことを勘案して十分検討のうえ遺憾なきことを期しているが、今後ともなお検討したい。

通商産業省

菓子中小企業近代化設備融資に関する請願(十三件)(第一三〇・一四七九・一四八〇・一四九五・一四九六・一五三二・一五六四・一五六五・一五六六・一五六七・一五六八・一五六九・一五七〇号)

自動車車種の安定化及び部品の規格統一(互換化)に関する請願(第二四一号)

九州工業技術試験所の整備促進に関する請願(第二七六号)

同

同

中小企業設備近代化資金は、輸出の振興その他の見地から設備の近代化を特に促進する必要がある業種および企業に対して貸付けを行なうこととなつてゐる。ところで、菓子製造業については、その業態が多岐にわたつており、現有設備の老朽化状況、新增設備の必要数、従業員規模別の分布等につき、業界全般に実情を把握し難い。したがつて、直ちに菓子製造業を全体として中小企業設備近代化資金の貸付対象とすることは、現状からすると困難と思われるが、菓子製造業をさらに細分化した個々の業態について請願の趣旨に即し具体的に検討した上必要のあるものについては、極力貸付対象に追加することとした。

自動車車種の安定を図るためには、企業の提携、合併を促進して、業界全体としての生産体制を整備することが根本的な対策と考えられるので、体制金融制度、合併促進税制等を活用して、その方向で努力したい。

部品の規格統一(互換化)については、現在、通商産業省、業界が協力して検討を進めており、漸次実績をあげつつあるが、さらに一層の努力をしたい。

昭和四十一年度の九州工業技術試験所の予算措置については、二億七千万円を計上し試験研究施設設備等の充実を図り、機構定員面では一

石炭鉱害対策に関する請願(第三六三号)

同

部長を含む三十名の増員を行なう等当初計画の設立趣旨を実現すべく努力している。

一、昭和四十一年度鉱害復旧事業費予算は約四十二億円で、前年度予算約二十六億に比し六十パーセントの増加となつてゐる。

今後の鉱害復旧対策については、現在とりまとめ中の全国鉱害調査の結果を基礎として、総合的長期復旧計画の策定等所要の措置を石炭鉱業審議会鉱害部会で検討し、迅速な鉱害の復旧に努めていきたい。

二、鉱害復旧事業費の地方公共団体負担分については、昭和四十年度から産炭地域における公共事業の促進のための財政援助措置を新設し、公共施設に係る鉱害復旧事業をその対象事業に加えることにより、負担の軽減を図つてきたが、今後、さらに石炭鉱業審議会鉱害部会において鉱害対策の技術的対策の一環として検討することとしているので、その答申をまつて詳述していきたい。

三、無資力鉱害被害者に対しては、昭和四十一年度予算により、無資力鉱害調整交付金制度を設け、その対策を講ずることとした。

昭和四十一年度石炭鉱害復旧事業費拡大に関する請願(第二四八号)

同

昭和四十一年度鉱害復旧事業費予算は約四十二億円で、前年度予算約二十六億に比し六十パーセントの増加となつてゐる。

今後の鉱害復旧対策については、現在とりまとめ中の全国鉱害調査の結果を基礎として、総合的長期復旧計画の策定等所要の措置を石炭鉱業審議会鉱害部会で検討し、迅速な鉱害の復旧に努めていきたい。

同

繊維産業の安定及び成長のための政策に関する請願(二十六件)(第六四一・六四二・六四三・六四四・六四五・六五九・六九五・七〇九・七一〇・七一七・七二九・七三〇・七五五・七五七・八一五・八一六・八三〇・八三二・八三八・八六九・八九九・九六〇・九九一・九九二・一一一〇・一三八七号)

繊維産業の構造改善対策については、昭和四十一年一月以降、繊維工業審議会および産業構造審議会において検討が進められており、本請願に盛り込まれた内容についても、審議会で結論をまつて可能なものからすみやかに実施に移していきたい。

なお、昭和四十一年度施策として、中小規模の紡績業者および繊維業者の転産業の円滑化を図るため、財団法人繊維工業整備促進協会(仮称)に対し、一般会計から紡績・織布設備の買上資金の補助金等五億五千万円を支出することとしている。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(送料別)

所行 東京港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六代)

官報

号外

昭和四十一年七月二十九日

第五十二回 参議院會議録追録(その二)

件名	おもな主管庁	請願に対する処理要領
中小企業危機突破のための根本的対策に関する請願(第九五号)	通商産業省	一、(一) 政府関係中小企業金融三機関に対しては、昭和四十年年度において、年末資金需要等に対処するため財政投融資五百二十億円の追加を行い、下期貸出計画を八百二十億円増加し、貸出しの弾力的運用を図つてきたが、昭和四十一年度においては前年度当初計画比二二・四パーセント増に当たる二千五百三億五千万円(中小企業金融公庫一千三百九億五千万円、国民金融公庫一千二百二十九億円、商工組合中央金庫六十五億円)の財政投融資を行ない、これにより三機関の事業規模は、対前年度当初計画比一九・三パーセント増に当たる五千五百十八億五千万円を予定し、中小企業者の設備近代化、合理化のために必要な資金を十分確保するよう配慮している。 なお、このほか昭和四十一年度において政府関係中小企業金融機関の貸出金利について四月一日からおおむね年三厘程度の引き下げを行なつたところであるが、これに伴う財政措置として国民金融公庫に補給金の交付七億円、商工組合中央金庫に一般会計出資二十五億円を行なうこととしている。 (二) 特別小口保険の付保限度額については、昭和四十年十二月に三十万円から五十万円に引き上げている。対象小規模企業者の資格要件については、昭和四十年十月に「所得税(または法人税)および事業税の完納」を「所得税(または法人税)事業税または住民税(所得割または法人税割)のいずれかの完納」に改めて大幅に緩和しているが、今

後さらに検討していきたい。

二、中小企業の自己資本の充実を図るため、資本金一億円以下の中小法人に対する法人税率を年所得三百万円以下の金額については、三十一パーセントを二十八パーセントに、三百万円以上の金額については、三十七パーセントを三十五パーセントに引き下げたほか、同族会社の留保所得課税の軽減を図つた。また、所得税についても、家族専従者控除の引上げ(青色申告者については従来二十才未満十五万円、二十才以上十八万円であつたものを年令区分を撤廃し、一律に二十四万円に、白色申告者については従来十二万円であつたものを十五万円に)を図るとともに標準世帯(夫婦と子供三人)の給与所得者の課税最低限を現行の五十六万円から六十三万円に大幅に引き上げ、個人事業税についても、事業主控除を二十四万円から二十五万円に、専従者控除の控除限度額を青色申告者については、八万円から十万円に、白色申告者については、五万円から六万円にそれぞれ引き上げる等の措置を講ずることとしたところであるが、今後においても財政事情の許す限り、その引き上げを図つていきたいと考えている。

さらに、不渡手形の金額損金扱いについては、貸金等が貸倒れとなつたかどうかは債務者の資産の状況、支払能力等の実態により判断すべきであるが、債務者が振り出した手形が不渡りとなり、その債務者が手形交換所の取引を停止されたときは、その債務者に対して有する貸金等(その債務者から受け入れた金額があるため実質的に貸金とみられないものおよび質権、抵当権等により担保されているものを除く)の金額の五十パーセント以内の金額は、その債務者の資力に関係なく無条件で貸倒れとして処理することを認めている。また、五十パーセントをこえて貸倒れとなると認められる場合には、国税局長の承認を受ければ、その承認された金額まで貸倒れとして処理することも認めている。この取り扱い、不渡手形の回収率等を十分検討のうえ定められたものであり、単に不渡手形となつたという事実だけで債務者の資力や回収の可能性等を考慮しないで一律に全額貸倒れと

することを認めることは適當でないと考え

三、中小企業の組織化、共同化を促進することは、中小企業対策のうちで最も基本的な施策であり、このため、従来から中小企業等協同組合法に基づく協同組合制度、中小企業団体の組織に関する法律に基づく商工組合制度を中心として、中小企業の組織化、共同化の積極的な推進を図つていっているものである。また、これに必要な資金措置については、中小企業近代化資金等助成法に基づく工場等集団化資金、商業団地資金および商工業協業化資金等高度化資金の貸付けによりその助成を図つてきたが昭和四十一年度においては、これら資金の償還期間の延長、基準単価の引き上げ、貸付対象の追加等貸付条件の大幅な改善を図るとともに、国から都道府県への助成を約十三億円増額して約八十億円とし、都道府県における貸付規模を約百六十七億円(昭和四十年四百四十三億円)にすることとしている。また、新たに、小売商の協業化、流通機構の合理化を推進するため、小売商連鎖化資金の創設および小規模企業の育成振興を図るため、工場等を長期低利の貸付条件で分割譲渡する共同工場建設貸与制度を創設する。

さらに、中小企業の協業化を推進する等の見地から、昭和四十一年度の税制改正において、(1)個人事業者が昭和四十一年一月一日から二年以内に現物出資をした場合には、その譲渡所得税の納付期限を延長し、その三分の一ずつを三年間で納付できることとし、(2)法人が昭和四十一年四月一日から二年以内に合併した場合に、合併後三年間法人税額のうち増加した資本の割合(五十パーセントを限度とする)に応じた金額の二十パーセントに相当する税額控除を認め、(3)合併による引継資本の登記の登録税率を千分の一(改正前千分の一・五)に、引継不動産および船舶の登記の登録税率を千分の二(改正前千分の四)にそれぞれ引き下げる等の措置を講じたところである。

政府としては、今後とも中小企業の組織化、共同化を積極的に推進するとともに資金措置、減税措置についても財政事情の許す限り、その拡充、改善を図つていきたい。

四、下請単価の不当な引下げについては、下請代金支払遅延等防止法において取締りが可能であり、その是正に努めているが、下請単価の適正化のため、法律上何らかの標準を設けることは、技術的にも困難であると考え、したがって下請企業の組織化等により業種業態に応じた適正な標準単価が定められるよう行政指導を行なつていきたい。また、紛争処理機関については、現在の下請の実態からみて、かかる公的機関を設置することにより、十分な効果をあげうるかどうかを検討のうえ考慮することとした。

小売販賣業者については、その経営を改善し、近代化を図るため、従来から小売店舗の協業化、商店街の近代化のための助成措置等の施策を講じ、これらの措置の拡充を通じて、経営の健全化、適正な利益の確保が実現されるよう留意してきているところである。また、わが国においては零細小売業者が多く、とくに過度の競争におちいりやすいので、小売商業調整特別措置法、百貨店法および中小企業団体の組織に関する法律等の運用を通じて中小小売業者の事業活動の機会を適正に確保するよう努めるとともに、紛争が生じた場合には、調停、あっせん等所要の措置をとることとしている。

なお、昭和四十一年度から、小売商業者の連鎖化(ボラニタリー・チェーン化)を推進することとしており、これによつて中小小売商業者の経営形態の近代化をさらに促進することとした。

五、労働力確保対策としては、基本的には中小企業の生産性の向上を図ることにより体質を強化し、労働条件の向上を図る必要がある。で、予算、金融、税制の面から中小企業の近代化、合理化を推進している。また、これと併行して、厚生年金還元融資、雇用促進融資、産業労働者住宅融資の拡充等により労働者住宅、福祉施設の整備に資するほか、最低賃金制度の適用を積極的に促進し、労働条件の改善を図っている。

六、政府としても被災中小企業の復興、倒産の防止等に万全を期するため、政府系三機関の金利引き下げ、貸付規模の拡大を図るとともに、被災企業等への資金の貸出しに当たつて

昭和四十一年七月二十九日 参議院會議録追録(その二) 第五十回国会において採択された請願の処理経過

中小企業不況対策に関する請願 同
(第 八八号)

は十分な配慮を払っているほか、昭和四十年十二月に創設された無担保保険、倒産関連保証の特例措置等の信用補完制度の弾力的運用をあわせて行ない、中小企業の経営の安定を図っているところである。今後も経済情勢の推移を注視しつつ、適時適切な措置を講じていきたい。

なお、現行の共済制度としては、小規模企業共済制度、火災共済制度、中小企業退職金共済制度等があるが、小規模企業共済制度については不慮の事態により転廃業を余儀なくされるものに対し、共済金が支給されるほか、事業の復興等に際し、還元融資が受けられることとなっている。また、火災共済制度についてもその業務範囲の拡充につき、現在、中小企業政策審議会組織小委員会において検討を行なっている。今後ともこれら共済制度の充実を図っていきたい。

一、最近の経済情勢にかんがみ、昭和四十年十二月に中小企業信用保険臨時措置法を制定し、昭和四十二年三月末日までの間従来の保険種別のほか、付保限度二百万円、てん補率八十パーセントの無担保保険を新設するとともに、連鎖倒産の防止を図るため、通常の保険限度額と同額を別枠で利用できる倒産関連保証の特例措置を講じており、これらの措置の積極的活用により、中小企業に対する信用補完の推進を図っていくこととしているが、当面これらの措置で足りると思えていない。

二、政府関係中小企業金融機関においては、最近の中小企業をめぐるきびしい経済環境にかんがみ、借入中小企業者の実情に応じ、貸付期間等については弾力的な取り扱いを行なうようにしている。また、昭和四十一年度においては、政府関係中小企業金融機関に対し、前年度当初計画比二十二・四パーセントに当たる二千五百三億五千万円の財政投融資を行ない、これにより三機関の事業規模は、対前年度当初計画比十九・三パーセント増に当たる五千五百十八億五千万円を予定しており、中小企業金融の円滑化に支障のないよう配慮している。

三、中小企業の高水準の倒産を防止するため、従来から諸々の施策を講じてきているところ

であるが、基本的には公共投資等により総需要の喚起を図り、日本経済全体の景気回復に努めることとし、今後とも次の諸点を中心に中小企業の倒産特に連鎖倒産の防止に万全を期していく所存である。

- (1) 中小企業金融の円滑化を図るため、昭和四十一年四月一日から政府系中小企業金融三機関の金利をおおむね年三厘引き下げるとともに、財政資金の大幅な増加により、その貸出規模の増大を図る。
- (2) 昭和四十年十二月に創設された二百万円を限度とする無担保保険、連鎖倒産防止のための保険の特例措置等の弾力的運用を図り、倒産関連中小企業の信用力の補完に努める。
- (3) 各地方通商産業局の臨時中小企業不況対策相談室における金融あつせん、受注あつせん等の業務をさらに充実させる。
- (4) その他、今後の経済情勢の推移を注視し、適時適切な措置をとる。

四、政府としては、かねてから下請事業者への下請代金の支払遅延防止に努めてきたが、最近の下請代金の支払状況をみると現下の不況を反映し必ずしも改善の方向にあるとはいえない状態にあるので、昭和四十一年度においては中小企業庁に下請企業課を設置し、公正取引委員会と密接な連携のもとに、第四十八回国会において強化された下請代金支払遅延等防止法の周知徹底と取り締り強化に一層努力することとしている。

五、現在、通商産業省および公正取引委員会は、密接な連絡のもとに取締り体制の強化を図り、各通商産業局においても下請問題懇談会を随時開催するなど、地域問題の解決を図っているが、将来とも問題があれば、さらに都道府県との連携についても検討を進めていきたい。

小型船造船業の登録制度確立に關する請願(十八件)(第四・一一・三〇・三五・四一・五七・六〇・六七・七三・七七・八一・一二・一二三・一二八・一二九・三六五・四五三・六九三号)

運輸省

小型船造船業の現状にかんがみ、小型船造船業における造船技術の適正な水準を確保することによりその健全な発達を図るため、登録制と主任技術者制度を骨子とした小型船造船業法(昭和四十一年法律第十九号)を制定公布した。

昭和四十一年七月二十九日 参議院會議録追録(その二) 第五十回国会において採択された請願の処理経過

同 国鉄豊野線(群馬県碓氷村、長野県豊野町間) 鉄道建設促進に関する請願(第三七号)

同 国鉄信越西線(長野市、白馬村間) 鉄道建設促進に関する請願(第三八号)

同 十八歳未満の一般勤労青少年に対する鉄道旅客運賃割引に関する請願(第七一号)

同 林業関係物資の国鉄運賃改定に関する請願(第九八号)

同 東北本線の複線化、電化及び電車化促進に関する請願(第二一六号)

同 九州・山口地方における鉄道輸送力増強に関する請願(第二七八号)

この線は現在工事線である碓氷線の終点碓氷から北西進して信越本線豊野に至る延長約三十五キロメートルの新線で、現在、予定線である。調査線編入については、慎重に検討したい。

この線は信越本線長野より西進して大糸線信濃四ツ谷附近に至る延長約三十キロメートルの新線であるが、まだ鉄道敷設法別表予定線に該当していない。

予定線編入については、今後検討したい。

勤労青少年に対する運賃割引については、これを実施する方向で割引の対象、範囲、その他事務手続等について、目下検討中である。

今回の運賃改定に際しては、賃率の引き上げと同時に制度改正もあわせて実施したが、生活必需物資、またはこれに準ずる物資については、その平均値上げ率が賃率の平均値上げ率を上回らないように特別の措置をした。

東北本線の東京・盛岡間については、既に大部分の区間が複線となり残区間も工事中であり、昭和四十一年度完成の予定である。また、盛岡・青森間についても既に工事に着手しており、昭和四十三年度完成を目途としている。電化については、昭和四十年十月、仙台・盛岡間が完成し、残区間の盛岡・青森間も既に着工して昭和四十三年度完成の予定である。なお、電化完成の際は、旅客列車の多くは電車化する計画である。

一、請願の趣旨は今後の問題として検討を要することであるが、現時点では国の財政の現状にもかんがみ政府出資および財政投融資の大幅増額を行なうことは困難である。

二、国鉄第三次長期計画(昭和四十年～四十六年度)では、請願の線区について次のとおり線増、電化する計画である。

(線路増設)
鹿兒島本線 門司・博多間 複々線化
久留米・八代間 複線化
日豊本線 小倉・熊崎間
長崎本線 島栖・肥前山口間

九州・山口地方における観光行政に関する請願(第二七九号) 同

山陽本線 諫早・長崎間 部分複線化
山陰本線 厚狭・宇部間 三線化
山陰本線 京都・幡豆間 部分複線化
(電化)
鹿兒島本線 荒木・鹿兒島間
日豊本線 小倉・宮崎間
長崎本線 全線
佐世保線

三、山陽新幹線については、第三次長期計画で新大阪・岡山間を完成させる計画で、目下着工準備中である。岡山・博多間は第四次の長期計画で建設する予定である。

四、第三次長期計画では前記区間以外においても、部分線増、ターミナル改良、線路改良、車両増備等を実施し、輸送力を増強する計画である。

一、国際観光地および国際観光ルートの整備については、昭和四十年十二月二日観光対策連絡会議により決定された「国際観光地および国際観光ルートの整備方針」に従い、計画的かつ重点的にその整備を進めることとなつており、九州・山口地方については、次のとおり措置している。

(一) 鉄道

ア 鹿兒島本線の複線化については、現在門司港・荒尾間が複線以上となつており、今後国鉄第三次長期計画期間中(昭和四十年～四十六年度)に、荒屋・八代間を複線化するほか、八代・鹿兒島間についても輸送あい路区間を部分的に複線化する計画であり、全面複線化は、次の長期計画で実施することにした。

イ 日豊本線の複線化については、現在、小倉・行橋間が完成しており、今後第三次長期計画期間中に行橋・熊崎間を複線化するほか、熊崎・鹿兒島間についても輸送あい路区間を部分的に複線化する計画であり、全面複線化は、次の長期計画で実施することにした。

なお、電化については、第三次長期計画で小倉・宮崎間を完成させる予定である。

り、宮崎—鹿児島間は、次期の長期計画で実施することにした。

ウ 長崎本線の複線化については、第三次長期計画で、鳥栖—肥前山口間を複線化するほか、肥前山口—長崎間についても輸送あい路区間を部分的に複線化する計画であり、全面複線化は、次期の長期計画で実施することにした。

なお、電化については、第三次長期計画で全線完成させる予定である。

エ 山陽新幹線については、第三次長期計画で、新大阪—岡山間を完成させる予定で、近く工事に着手することになっており、岡山—博多間については、次期の長期計画で建設することを検討している。

(二) 道路

ア 九州縦貫自動車道については、福岡—熊本間は、昭和四十年十月、建設線の基本計画を定め、現在、整備計画を定めるための作業を進めており、その他の区間についても調査を進め、なるべく早く基本計画および整備計画を策定し、今後おおむね十箇年間に全線貫通させる方針である。

イ 九州横断自動車道については、昭和四十一年度から調査に着手し、基本計画策定への準備を進捗することとしている。

ウ 東九州高速自動車道については、東九州(北九州市—宮崎間)は、現在国道十号線の整備を促進しており、昭和四十一年度において全線の整備を一応完了する予定であるが、なお混雑の激しい区間については、バイパス、拡幅等の二次改築を計画しており、当分の間、国道十号線の整備を進めることにより、観光その他の交通需要に対処しうるものと考えている。

エ 五十七号線(大分長崎線)の整備状況は、昭和四十年末で改良済七十三パーセント、舗装率六十四パーセントである。(長崎県分は全線完了している。)昭和四十一年度においても一次改築事業を実施し、整備の促進を図る予定であり、さらに長崎県諫早バイパスの整備を促進することとしている。

オ 二〇二号線(福岡有田線)の一次整備は、昭和四十一年度をもって完了する予定である。なお、現在福岡市内の二次改良を実施中であるが、これを継続して促進することとしている。

カ 二〇四号線(唐津佐世保線)の一次改良は既に完成し、昭和四十一年度末で田平町—松浦市間約六キロメートルの舗装を残すこととなるが、昭和四十二年度中に完了する予定である。なお、現在、佐世保市内の二次改良を実施中であるが、これを継続して促進することとしている。

キ 二〇六号線(長崎佐世保線)の一次改良は、昭和四十一年度で完了し、舗装についても西彼村附近の延長約九キロメートルを残すのみとなり、昭和四十二年度において全線完了する予定である。

ク 二二三号線(小林準人線)の昭和四十一年度末の整備率は、約五〇パーセントで、昭和四十一年度においては、小林市荘内町地内、牧園町および準人町のそれぞれ交通のあい路となつてゐる区間を整備するが、今後これを継続して促進するとともに、舗装については、特に現道舗装方式(特殊改良四種)を採用して整備を図る予定である。

ケ 二六八号線(水俣宮崎線)の昭和四十一年度末における整備率は、約十二パーセントで、昭和四十一年度は小林市—高岡町間、栗野町—大口市間および水俣市地区を重点的に整備するが、今後これを継続して促進するとともに、舗装については、特に現道舗装方式を採用して整備を図る予定である。

コ 秋吉台観光道路については、昭和四十一年度より日本道路公団の一般有料道路として着工することとしている。

(三) 空港

ア 板付飛行場を東京・大阪と同様の国際空港(第一種空港)とすることについては、同飛行場が米軍への提供財産であることから、現在のところ不可能であるが、同飛行場における国際線旅客の増大に対処して、エプロンの拡張および出入

九州・山口地方における港湾整備
推進に関する請願(第二八〇号) 同

国手続等に必要の施設を整備することとしたい。
イ 主要地方空港の拡充整備については、当地方における航空需要の増大に伴う運航回数増加、航空機の大形化等に対応して、熊本・宮崎・鹿児島空港等において所要の滑走路の延長、エプロンの改良、航空保安施設の整備等を行なう予定である。

(四) その他

ア 港湾については、瀬戸内海と九州を結ぶ拠点として急激な増加が見込まれる観光港別府港の整備については、港湾整備五箇年計画期間中(昭和四十四年度～四十四年度)に、第一埠頭において水深四・五メートル岸壁一バース等、第二埠頭において水深五・五メートル岸壁一バースの整備を図るほか、第三埠頭において水深七・五メートル岸壁、水深五・五メートル岸壁各一バース等を整備することになつてゐる。

昭和四十四年度には第一埠頭の整備を図り、第二埠頭の水深五・五メートル岸壁および防波堤の整備に着手したが、昭和四十四年度には、第一および第二埠頭関係の完了とともに、防波堤の工事を促進することにしてゐる。

イ 阪神一別府航路に就航する船舶については、昭和四十四年度には現在使用中の三隻(一隻約二千トン)の客室等の改造を行なつたが、近い機会にさらに観光新造船二隻(三千トン級)を建造し、航路の整備を図る計画である。

なお、当地域内、観光客輸送の増強に対処し、天草・島原間に旅客フェリーによる航路を開設し、八千トン型新造船を使用し、昭和四十一年十月から運航を開始する運びになつてゐる。

二、観光行政の一元的運営については、今後の問題として政府において慎重に検討していきたい。

三、観光財団抵当法(仮称)の制定については、観光財団抵当制度の創設は、対象施設の範囲等についてかなり検討する余地があるが、関係省庁と連絡の上推進することにした。

一、関門航路整備については、昭和三十四年度より着工し港湾整備五箇年計画(昭和四十四年度～四十四年度)においては水深十一メートル幅員五百メートル千二百メートルに拡幅するため事業費五十六億六千二百万円を計上しており昭和四十四年度は事業費約七億七千六百万円をもつて実施し、昭和四十一年度は事業費九億五千万円をもつて整備の促進を図ることとしており、昭和四十四年度までに全事業を完了する予定としてゐる。

なお、十三メートルの水深の増深については、今後の船舶の推移等を勘案して検討することとしてゐる。また、関門縮切堤については、その必要性にかんがみ昭和三十八年度より昭和四十四年度までに直轄港湾事業調査費三千万円をもつて調査を実施しており、昭和四十一年度も一千万円の調査費により継続して調査を行なうことになつてゐるので、その結果をまつて検討することとしてゐる。

二、海外の資源にその多くを依存し、しかも経済発展のために輸出の振興が必須の要件となつてゐる我が国においては、外資港湾施設の整備促進がきわめて重要であることはいうまでもない。しかしながらこれら港湾においては施設の規模の拡大に伴つて港湾管理者財政その他管理運営について多くの問題点をひき起しつゝある。このため港湾審議会に管理部署を設け港湾管理の現状と諸問題につき審議を続けてきたが、去る昭和四十年八月横浜、神戸等主要港について港湾の財政その他管理運営の改善に関する方策のうち緊急に実施すべき事項につき答申を受けたが、引き続き港湾管理の主体最近における広域行政の要請に対応した広域港湾のあり方に関する基本的問題およびこれらを前提とする根本的な港湾の管理運営の改善策につき調査審議を行なうこととしてゐる。

三、産業港湾の整備については、新産業都市建設の指定を受けた大分地区の大分湾、日向延岡地区の細島港、不知火、有明、大牟田地区の八代港等、工業整備特別地域の指定をうけた周南地域の徳山下松浦等の各港湾について整備を促進することとしており、北九州港、宇部港、刈田港、博多港、鹿児島港等についても、それぞれの要請に従つて整備を促進する

昭和四十一年七月二十九日 参議院会議録追録(その二) 第五十回国会において採択された請願の処理経過

盲人並びに同介護者に対し国鉄準急等を含む急行料金割引及び普通旅客運賃割引距離制限撤廃に関する請願(第一二二五号)

四十一年度は引き続き事業費一億九千万円にて防波堤および臨港道路の整備を促進する。

盲人等身体障害者で、介護者を同行しなければ乗車船することが困難な者については、本人と介護者の二人について一人分の運賃を収受するというのが現行制度の本旨である。しかし単独で乗車船する場合でも百キロメートルを越える場合には、運賃負担がやや重くなると考えられるので、特に五割引としていたが、本制度は、国鉄その他地方鉄道事業者の負担において行なわれており、現行以上に割引の枠を広げることは、他の割引措置との振合上困難であると思われるが、なお検討したい。

農林畜水産関係物資の国鉄運賃改定に関する請願(第一二二六号)

今回の運賃改定に際しては、貨率の引き上げと同時に制度改正もあわせて実施したが、生活必需物資、またはこれに準ずる物資については、その平均値上げ率が貨率の平均値上げ率を上回らないように特別の措置をした。

農林畜水産関係物資の国鉄運賃値上げ抑制に関する請願(第一三八五号)

右に同じ。

身体障害者の国鉄乗車(船)料金割引等に関する請願(第一五六二号)

盲人等身体障害者で、介護者を同行しなければ乗車船することが困難な者については、本人と介護者の二人について一人分の運賃を収受するというのが現行制度の本旨である。しかし単独で乗車船する場合でも百キロメートルを越える場合には、運賃負担がやや重くなると考えられるので、特に五割引としていたが、本制度は、国鉄その他地方鉄道事業者の負担において行なわれており、現行以上に割引の枠を広げることは、他の割引措置との振合上困難であると思われるが、なお検討したい。

山口県への国鉄バス誘致等に関する請願(第一六〇八号)

一、バス事業の経営は道路運送法の規定に基づき免許を受けなければならないが、行政庁としては経営しようとするものが所定の免許申請書を提出して初めて免許するか否かの審査においては、既設バス路線に対し全面的に競争するような免許申請書は提出されていない。したがって新規のバス路線を設定するか否か

郵便切手類及び印紙売上ばき手数料の増額に関する請願(二件)(第一三一・一二〇八号)

郵政省

の問題を論議すべき段階ではない。
なお、一般にバス事業者に対しては、かねてより単独路線の場合であつても独占の弊害を避けるため需要に対応する輸送力の供給その他サービスの維持確保について指導している。また、本請願は国鉄もしくは公営のバスによる民営バスとの競争を望んでいるようであるが、この両者については、それぞれ日本国有鉄道法または地方自治法上その経営範囲について一定の限界があるので、私企業相互間における同様の競争を期待することは必ずしも当を得ない。
二、バス事業は、その公共的使命にかんがみ採算路線も経営することが必要な場合もあり、その場合には採算路線の収入により採算路線の欠損を補い、収支の均衡を維持できるように配慮している。しかしながら、離島その他の僻地においては、採算路線が多くその損失が経営を危殆に陥れる場合が少なくないため、政府においても新たな施策として補助金の交付等の助成措置を考慮中である。
三、通勤通学時間帯に限り民間バスの一部路線の運行を市町村に委託することは、道路運送法および地方自治法上の制約により不可能である。

売上ばき手数料は、昭和三十七年四年に改正されたものであるが、その後における労賃その他売上ばきに要する経費の増加に伴い、これを引き上げ、あわせて、買受月額が少くない売上ばき人に対し一定額の手数料を保障するための限度額を引き上げるために、郵便切手類売上ばき所及び印紙売上ばき所に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第九号)を制定公布し、昭和四十一年四月一日から施行した。改正点は次のとおりである。

一、買受月額一万円以下の金額に対する手数料一〇〇分の八を一〇〇分の九に、買受月額一万円をこえ一〇万円以下の金額に対する手数料一〇〇分の四を二〇〇分の五にしたこと。
二、買受月額三千円未満は三千円とみなす規定を、五千円未満は五千円とみなすことに改めた。

徳島地方貯金局庁舎新築促進に関する請願(第四六号)

同

徳島地方貯金局庁舎の新築については、昭和四十一年度予算において鉄筋コンクリート造延九千平方メートルの建設に要する工事費の一部が成立したので、現在新築計画を取り運び中である。

長崎地方貯金局庁舎新築に関する請願(二件)(第五九四・六五二号)

同

長崎地方貯金局庁舎の新築については、昭和四十一年度予算において鉄筋コンクリート造延六千四百四十平方メートルの建設に要する工事費が、昭和四十一年度および昭和四十二年度にまたがる継続工事として成立したので、現在新築計画を取り運び中である。

大分四日市電報電話局の自動化促進に関する請願(第八一七号)

同

大分四日市局の電話の自動化については、現在全国には電話局舎、設備等が行きづまり、新局を建設しなければ電話サービスの改善がまづたくできない局が多数あつて、資金等の関係上これらを一挙に解決することは到底困難であるので、公社においては、緊急を要するものから逐次新電話局を建設し、同時に自動式とすることとしている。

大分四日市局の自動化については、以上の事情により今直ちに要望に応ずることは困難な状況にあるが、最近の四日市町の発展ならびに今後の電話架設の申込みに対応して、なるべく早い機会に自動化して、要望に沿ひ得るよう努力したいと考えている。

北海道における公共職業安定所業務体制の整備拡充に関する請願(第六七九号)

労働省

北海道における公共職業安定所業務体制については、従来から職員の増員、公共職業安定所の新設および昇格ならびにマイクロスコープ型サービスカーの配置等によりその整備拡充に努めているところであるが、業務が増加しつつある現状にかんがみ、今後ともこれが業務処理体制の強化について努力したい。

労働者災害補償保険法の一部改正に関する請願(第一一八号)

同

労働者災害補償保険法の一部改正は、その適用範囲、業務上の事故の範囲および保険料について、今後とも農業における業態の特殊性、災害発生状況等を勘案しつつ、実情に沿うよう慎重に検討を進めていきたい。

山形県の亜炭鉱業に対する労災保険料引下げ等に関する請願(第三一三号)

同

保険料率の業種別区分、メリット制等については、保険給付の年金化に伴う保険料負担の問題、労災保険の全面適用の問題等、今後検討を

労働者災害補償保険法の農業者への適用に関する請願(第三三九号)

同

北海道における事業内職業訓練振興に関する請願(第六七八号)

同

要する重要な問題が存するのでこれらとの関連において今後慎重に検討していきたい。

農業者に対する労災保険の特別加入の適用範囲については、今後とも農業における業態の特殊性、災害発生状況等を勘案しつつ、実情に沿うよう慎重に検討を進めていきたい。

中小企業が共同して認定職業訓練を行なう共同職業訓練団体に対する補助金については、事業内職業訓練の振興を図るためかねてより拡充を図るべく努力しているところであり、昭和四十一年度においては対象人員の拡大に伴つて大幅な増額をみたところであるが、今後においても中小企業における職業訓練振興の見地から補助金の増額等に努めていく所存である。

九州縦貫高速自動車道路及び国道五十七号バイパス線並びにインターチェンジ建設に関する請願(第二四三三号)

建設省

国道五十七号の熊本市内および熊本市西部隣接地区のバイパス建設計画については昭和四十一年度より調査しており、その成果をまつて検討したい。また、九州縦貫自動車道のインターチェンジについては、熊本市附近に建設することになっているが、具体的な位置については、関連道路との関係を十分検討のうえ決定すべく調査中である。

全国道路整備に関する請願(第九九号)

同

一、現行道路整備五箇年計画を改定することについては、交通需要の増大、社会開発の進展など経済情勢および社会環境の変化に応じ、計画規模、計画内容等について検討すべき段階にきていると考えている。

なお、一般財源の投入、道路公債の発行等の財源調達のための諸問題については、国の財政政策全般の問題と関連するので慎重に検討したい。

二、現在、自動車税は地方公共団体の一般財源となつてゐるが、これを直ちに道路費の目的税とすることは、地方公共団体の財政面からすれば他の財政需要を圧迫することにもなりかねないので困難な状態である。この問題は、むしろ地方財政全般の問題として、その財政制度を確立するための検討の過程において処理すべき問題であると考えている。

三、(一)国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)

の施行により国土開発幹線自動車道建設法に規定されている高速自動車道の予定路線を基本として、全国の重要都市および開発すべき主要な拠点都市を連絡する全国的な高速自動車道路線を設定し、緊急度の高いものから逐次建設する予定である。今後、青森から鹿児島に至る縦貫自動車道を十箇年間に貫通することを目標とし、このうち東海自動車道(東京・小牧)、中央自動車道、富士吉田線(東京・富士吉田)については、昭和四十三年度供用開始の予定で建設を促進しており、さらに中央(大月・小牧)、東北、中国、九州および北陸の各自動車道については、鋭意建設を推進していきたい。

(二) 都道府県道および市町村道の整備については、重要な地方的幹線、地方開発を推進するための重要路線、奥地開発上必要な市町村道等に重点をおいて整備の促進を図る所存である。また、車両制限令に抵触する市町村道については、制限が猶予されている昭和四十一年七月三十一日までに道路の拡幅、待避所の設置等により抵触区間の改善を行なうよう国庫補助および地方交付税等の予算措置をとっている。

(三) 雪害対策道路事業は道路整備五箇年計画の一環として重点的に事業の推進を図っており、積雪寒冷地域内の道路指定路線の延長は、当該地域内の国道、主要地方道、一般都道府県道の合計延長に対し指定率は五十五パーセントを占め、その延長は約三万四千六百キロメートルとなつてゐるが、さらに道路交通の円滑なる確保を図るため、指定路線の追加についても現行五箇年計画の改定をまつて検討したい。また、除雪事業および除雪機械の補助についても、今後大幅に促進するよう十分配慮したい。

(四) 大都市交通対策としては、街路事業はもちろん、首都高速道路、阪神高速道路等の都市内高速道路の建設促進を中心として道路容量の増加を図るほか、特に交通のあい路となつてゐる交差点の立体化等を重点的に推進するとともに横断歩道の立体化、歩道の整備等、交通安全施設の整備についても配慮した都市交通対策を樹立してゆく所

県道小山熊本線道路改良に関する請願(第一〇〇号)

同

本土、四国連絡橋(鳴門、明石ルート)架設促進に関する請願(第一四七号)

同

九州・山口地方における道路整備推進に関する請願(第二八三号)

同

存である。
(四) 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)の制定公布によつて昭和四十一年度を初年度とする交通安全施設等整備事業三箇年計画により交通安全施設等を大幅に促進するとともに補助事業に対する国庫補助率も従来予算措置として行なつてきた四分の一を二分の一に法定化し、整備の促進を図る所存である。
(六) 地方公共団体の有料道路事業の施行については、大いに推進すべきものと考へてゐるので、これに対する地方債等の積極的な財政措置については、今後大いに努力したい。

本道路については、昭和四十年年度特殊改良一種事業として事業費千三百六十万円をもつて実施したのであるが、国道五十七号の整備計画に関連するので、昭和四十一年度は引き続き八百万円で実施する予定である。改良計画の推移状況をも考慮し今後検討したい。

本土、四国連絡架橋については、昭和三十四年度から調査を開始し、その結果、技術的には本土と四国を連絡する橋の建設は、いづれのルートについても可能であるとの見通しを得たので、昭和四十一年度中には事業費、建設に要する期間等を明らかにするとともに、架橋の総合的にみた経済性を検討のうえ方針を明らかにしたい。

一、現行道路整備五箇年計画を早急に拡大改定し、両縦貫自動車道についても早期完成を図るよう鋭意努力中である。
二、北九州・福岡間については、一般国道三号のバイパスとして一部(遠賀地区、福岡地区、福岡地区)を除いて国の直轄道路事業および有料道路事業で着工しており、昭和四十三年度末には二車線供用開始の予定である。また、福岡・久留米間については、バイパスに代るものとして九州縦貫自動車道の着工が予定されている。
なお、北九州・行橋間の一般国道十号の二

昭和四十一年七月二十九日 参議院(會議録追録(その二)) 第五十回国会において採択された請願の処理経過

次改築については、大都市周辺幹線道路網整備計画調査の一環として昭和四十年から調査しているもので、その成果をまつて検討したい。	三、九州横断自動車道については、昭和四十一年度より調査を開始する予定であり、九州縦貫自動車道宮崎〜小林間については、国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号)の施行により国土開発縦貫自動車道建設法に規定されている予定路線の一部となつたので、その調査を実施することにした。	四、大分市(国道十号西大分地区)、徳山市(国道二号)、南陽町(国道二号)、佐賀市(国道三十四号)については、既にバイパスの新設に着手しており、別府市については、国道十号の現道拡幅の工事中である。	五、阿蘇菊池道路については、有料道路としての採算性等を検討中である。	六、秋吉台道路は、日本道路公団における所定の調査を完了したので、昭和四十一年度新規事業として着工することとなり、一部用地買収を行なう予定である。	第二関門道路については、昭和三十九年度より調査に着手しており、過般吊橋により建設する方針を決定したが、着工の時期等については、調査の結果をまつて可及的すみやかに取り決めた。	大津街道の杉並木については、極力保存することを考慮しているが、老朽のため倒木の危険性があり、科学的に十分調査の上、道路管理上支障のある最少限の本数について関係機関と協議をして伐採を行ないたいと考えている。	なお、伐採後の補植については、杉を主体とする予定である。	北海道縦貫自動車道の予定路線については、国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)の施行により国土開発縦貫自動車道建設法に規定されているが、本自動車道は北海道の動脈であるので昭和三十八年度から鋭意調査中であり、今後極力調査を促進して建設の推進を図りたい。	同	同	同
熊本県大津街道杉並木伐採計画中止に関する請願(第三八七号)	同	同	同	熊本県球磨川水系の抜本的治水対策に関する請願(第一〇一号)	同	同	同	熊本県球磨川水系の抜本的治水対策に関する請願(第一〇一号)	同	同	同
熊本県球磨川水系の抜本的治水対策に関する請願(第一〇一号)	同	同	同	熊本県球磨川水系の抜本的治水対策に関する請願(第一〇一号)	同	同	同	熊本県球磨川水系の抜本的治水対策に関する請願(第一〇一号)	同	同	同

中国地方斐伊川水系の一級河川指定と治水対策早期確立に関する請願(第一五三〇号)

同

水防体制の整備拡充に関する請願(八件)(第二一五・四五四・四五五・四六三・五八六・七二五・七五一・九三八号)

同

京都市向島庚申町付近の宇治川南堤防補強に関する請願(第二九〇号)

同

神奈川県川崎市矢上川改修工事促進に関する請願(第七六三号)

同

東京都江東地区開発促進に関する請願(第一九三三号)

同

十二年度以降においても適格性を有する河川について逐次指定を進めていく考えである。
二、北海道の治水事業については、治水事業五箇年計画に基づき順調に施行しており、今後さらに事業を促進する所存である。

一、斐伊川(中海、境水道を含む。)については、昭和四十一年四月一日に一級河川に指定した。

二、斐伊川の治水対策としては、上流水源地帯の砂防事業を推進して土砂害の軽減を図るとともに、しゅんせつ、築堤等の改修工事を促進することとしているが、本川の河道計画については、宍道湖および中海周辺の治水対策を含めて総合的な検討を行なう所存である。

水防活動の重要性にかんがみ、水防に要する施設、資材の整備その他水防体制の拡充強化のための方策について検討中である。

宇治川の南岸堤防の護岸の被災した箇所ならびに漏水箇所については、直轄河川災害復旧事業として、昭和四十年に着手し、昭和四十一年度ではすべての復旧を完了する予定である。また、被災のなかつた箇所についても、今後実情に応じ対策を講ずる考えである。

矢上川改修については、その緊要性にかんがみ、国においても昭和四十年より中小河川改修事業として取り上げ鋭意工事の促進を図っており、今後においても予算の許す限り増額を図り工事の促進を図る考えである。

一、小中学校校舎建築の国庫補助については、昭和四十一年度予算において約九十パーセントを鉄筋、鉄骨造で実施できるよう措置している。

当該地区内の小、中学校校舎の新増築または改築に当たり、鉄筋造で建築することにつき義務教育諸学校施設費国庫負担法に基づく国庫負担の申請があれば優先的に配慮したい。

二、江東デルタ地区における下水道事業については、木場、月島につらなる幹線がほぼ完成

し、また環状四号街路に埋設予定の砂幹線についても、流域の三分の一に相当する約六百八十五ヘクタールの下水管渠およびポンプ所が完成しており、未整備の部分については、環状四号線の整備と並行して事業を進め、昭和四十五年までに整備する予定である。

なお、荒川以東地区における下水道事業については、昭和三十九年二月に都市計画決定しており、このうち急務を要する約三千八百八ヘクタールの部分について昭和三十九年十二月都市計画事業決定を行ない、現在ポンプ場、処理場等の用地買収に着手しており、昭和四十八年度の完成を目途として鋭意努力中である。

三、(一) 江東地区における環状七号線の整備については、北区神谷町三丁目(放射十号)より葛飾区亀有町六丁目(放射十六号)までの区間を昭和三十六年度より着手し、昭和四十五年度の完成を目途として鋭意施行中である。また、京葉道路(放射十五号)から都心部への交通緩和を図るため、江戸川一之江二丁目(放射十五号)から江戸川区長島町(放射二十九号)までの区間を昭和四十年より着手し、昭和四十四年度までに完了の予定である。

なお、未着手区間については、既に都市計画決定されているが、外かく環状線および臨港幹線道路の施行計画と対応するよう着手し、江東地区における環状幹線の機能を果たすべく、昭和四十七年度完成を目途として施行する予定である。

(二) 臨港幹線道路については、港灣事業、葛西沖流通センター建設計画、さらに外かく環状線計画等との関連計画として策定され、その一部については、昭和四十年十一月都市計画決定された。この道路の整備については、各種の事業計画が競合するため施行主体、施行方法等について関係機関と検討中であり、成案が決定され次第、事業化を図る予定である。

四、(一) 環状四号線の整備については、下水道砂幹線および亀戸地区都市改修事業と並行して鋭意施行中であり、補助百十六号線より放射二十九号線までの四千九百メートルの区間については、昭和四十五年度の完成

を目的として、環状方向の交通処理機能の増強を図りたい。

(一) 首都高速六号線については、中央区日本橋兜町から墨田区寺島町三丁目までの約七千三百メートルの区間について、昭和三十六年度に工事に着手し、既に墨田川左岸等における基礎工事を施行しており、引き続き全線について格段の工事促進を図り、昭和四十三年度に完成する予定である。

(二) 首都高速七号線については、従来墨田区東両国一丁目から江戸川区小松川附近までの約六千メートルの区間について計画していたが、さらに小松川附近の交通渋滞の解消を図り都心より京葉工業地帯への交通混雑の緩和に資するため小松川から江戸川区谷河内町附近に至る約四千三百メートルの延伸を計画し、昭和四十一年度に工事に着手し昭和四十四年度の完成を目的として鋭意工事を進める予定である。

五、江東地区については、昭和三十五年十二月工業用水法に基づく地域指定を行ない、地下水の工業用水としての汲み上げを規制するとともに、昭和四十年六月江東地区工業用水道(給水能力一日当たり三十二万六千トン)を完成させ、既設の工業用井戸についても現在地下水から工業用水道に転換をさせているが、江東地区工業用水道は、水源が下水道処理水であるため今後この水質の改善について東京都をはじめ関係方面と十分協議することとしたい。

なお、ビルの地下水の汲み上げについては、昭和三十八年七月建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく地域指定を江東地区においても行ない当該地区内の建築物について冷暖房設備、水洗便所、浴場、洗車等に用いるための地下水の採取を厳しく規制している。また、本地区の雨水の排除については、ポンプ排水に依存しなければならない現

北海道における公営住宅建設に関する請願(第六八四号)

同

況にかんがみ、下水道事業を鋭意施行中である。

昭和四十一年度の北海道における公営住宅の建設については、次のように計画されている。

(1) 建設戸数

五千九百戸(昭和四十年五十三百戸)

(2) 規模

第二種公営住宅のうち簡易耐火構造二階建および中層耐火構造について前年度比〇・五坪増とする。

(3) 標準建設費の適正化

昭和四十一年度予算において、工事費については、第一種公営住宅七パーセント、第二種公営住宅十二パーセント、用地費については、第一種、第二種とも簡易耐火構造二階建および中層耐火構造について十五パーセント引き上げを行なっている。

なお、新たに昭和四十一年度を初年度とする住宅建設五箇年計画が策定されたので、これに基づき今後公営住宅の建設戸数の増加、質の向上を図りたい。

宮城県塩釜地区港湾関係官庁の合同庁舎建設に関する請願(第二一号)

同

塩釜港湾合同庁舎については、延面積約九千平方メートル、鉄筋コンクリート造六階建程度の規模のものを建設する計画である。

このため昭和四十一年度においては、予算七十万円をもつて敷地調査を実施する。

旧樺太引揚市町村吏員の退職料等支給に関する請願(八件)(第五・二九五・三〇七・三三六・三七二・三九四・五一一・八四九号)

自治省

旧樺太の市町村の職員については、退職料等を支給する地方公共団体が現存しないことおよび当該職員が地方公務員共済組合の組合員となっていないので地方公務員共済組合から退職料等の給付を行なうことはできない。

したがって、請願の退職料等については、地方公務員に係る恩給または共済制度の問題として処理することは困難である。

地方公務員等共済組合法の一部改正

同

地方団体関係団体職員共済組合員期間と公務

正に関する請願(二件)(第二三・二二一号)

水道事業に対する起債の償還年限の延長及び利子引下げに関する請願(第二一四号)

水道事業に対する起債条件の改善に関する請願(第三〇八号)

地方財政確立に関する請願(第三四三号)

員共済組合員期間の通算については、第四十六回国会における衆参両院の地方行政委員会において、相互通算についての措置を検討すべしとの附帯決議がなされた次第もあり、通算の必要性、方法等につき検討を行なつた結果、公庫公団職員期間の公務員共済組合員期間への通算措置に準じて、通算することとして、これに係る地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十三号)を制定公布した。

一、水道事業に係る起債の償還期限については、昭和四十年分より政府資金三十年、公営企業金融公庫資金二十三年にそれぞれ五年延長したが、旧債についても同様の措置を講ずることは、融資機関の資金計画等からして現段階においては困難である。

二、水道事業にかかる起債利子については、昭和四十一年度分より公営企業金融公庫債について年七分三厘を年七分に引き下げることとしているが、水道事業の経営に及ぼす影響等も考慮して、今後とも努力していきたい。

水道事業に係る起債の償還年限については、昭和四十年分より政府資金は三十年に、公営企業金融公庫資金は二十三年にそれぞれ五年延長し、利率については昭和四十一年度より公営企業金融公庫資金については七分三厘から七分に引き下げることとしている。また、融資枠についても昭和四十一年度九百六十五億円から昭和四十一年度千二百二十億円と拡大を図っているが、今後とも融資条件の改善と融資枠の確保に努めていきたい。

一、地方税源の拡大については、国民の租税負担および国、地方を通ずる租税負担の総量等を考慮しつつ、今後における税制調査会等の

審議をとおして検討したい。

なお、昭和四十一年度における地方税の減税に伴う減収については、第一種臨時地方特例交付金二百四十億円を交付すること等によつて補てんすることとしている。

二、地方交付税率については、昭和四十年度に〇・六パーセントの引き上げを行なつたが、昭和四十一年度においてはさらに二・五パーセント引き上げて三・二パーセントとすることとしている。

なお、昭和四十一年度は、地方財政の現状にかんがみ、前記のほか第二種臨時地方特例交付金百七十四億円を普通交付税の配分方式によつて交付することとしている。

三、国庫補助負担金に係る超過負担の解消については、昭和四十一年度予算において、実態にそわない補助単価を是正することにより、総額約三百三十億円、実質約二百五十億円の解消を行なうこととしている。

なお、国庫補助負担金制度については、引き続き検討したい。

四、昭和四十年九月に実施された給与改定の財源措置については、地方交付税の交付団体分としての所要額三百六十八億円のうち三百億円は、交付税および譲与税配付金特別会計において借り入れて交付税として配分することにより措置し、残りの六十八億円は、昭和三十九年度における場合と同様に節約等地方公共団体独自の努力によつて所要財源を確保することとした。

一、二、および三、国の恩給制度および国家公務員の共済組合制度の措置に準じ措置することとして、これらに係る地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十三号)を制定公布した。

市町村の退職年金等受給者の処遇改善に関する請願(二件)(第三九三・一五二九号)

同

有線放送電話に関する固定資産税等免除の請願(第六〇七号) 同

有線放送および有線放送電話施設は、気象通報、市町村の広報伝達放送等農山漁村地域における公共的性格の強い放送の用に供せられる施設であることにかんがみ、地方税法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第四十号)において、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合および民法法人等の所有する有線放送または有線放送電話施設のうちその資産の大部分を占める償却資産に対する固定資産税を昭和四十一年度から非課税とすることにより、これら施設に対する税制上の優遇措置を図ることとしている。

土地および家屋については、実態において他の事業との共用がほとんどであるので、これらに対する固定資産税および不動産取得税を一般的に非課税とすることは適当でない。また、住民税は、応益原則に立つた住民の当然の義務とも考えられるもので道府県民税を免除することも適当でない。

辺地対策事業債の繰上及びわくの拡大に関する請願(第六七三号) 同

辺地における公共施設の整備を促進するためには、昭和四十一年度以降においてもなお多額の経費を要するので、これに伴う市町村の一般財源所要額に充当するための辺地対策事業債を昭和四十一年度において二十億円計上することとしたが、引き続き昭和四十一年度から五箇年計画を策定し、辺地対策事業の円滑な推進を図るものとしている。

「料理飲食等消費税」の軽減に関する請願(第九七二号) 同

一、二、および三、基礎控除および免税点の引き上げならびに税率の一本化については、地方税法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第四十号)において、旅館の宿泊に係る免税点については、零細負担の合理化を図るため千円から千二百円に引き上げることとして、これを二千円に引き上げることとは困難である。

基礎控除の引上げおよび税率の十パーセント一本化については、高額消費に対する減税となり、他方、地方財政の現状からみても、これらの改正を行なうことは適当でない。

四、サービス料に課税しないことについては、地方税法の一部を改正する法律において、旅館および飲食店等のうち一定の要件に該当するもので道府県知事が指定するものにおける奉仕料については、料金の十パーセント以下であり、かつ、公給領収証に記載されているものに限り、料理飲食等消費税の課税標準から控除することとしている。

五、外人観光客に対する非課税については、過去の国会をはじめ税制調査会等の審議の結果においても採用しないこととされており、料理飲食等消費税の内国消費税としての性格、税負担の公平等の見地から、外人観光客のみを非課税とすることは適当でない。

一、飲食店等における免税点の引上げについては、地方税法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第四十号)において、五百円から六百円に引き上げたところであり、地方財政の実情等からして、これを千円に引き上げることとは、困難である。また、この免税点を、料理店、バー等遊興行為の行なわれる場所に

料理飲食等消費税改正に関する請願(四十六件)(第一二四・一四五・一九一・一九七・二〇五・二二二・二三三・二五六・二六九・二九一・三五六・四二三・五三三・五三四・五三五・五三六・五三七・五三八・五三九・五四〇・五四

昭和四十一年七月二十九日 参議院會議録追録(その二) 第五十回国会において採択された請願の処理経過

一・五四二・五四三・五四四・五
九五・五九六・五九七・五九八・
五九九・六〇〇・六〇一・六〇二・
六〇三・六〇四・六〇五・六〇
六・六二五・六二六・六二七・六
二八・六二九・六三〇・六三一・
六三二・六三三・八一〇号)

適用することは、一般家庭におけると同程度の
の零細な消費には、課税しないとする免税点
の趣旨から適當でない。
二、税率を十パーセントに一本化することは、
三千円超過の高額消費に対する減税となり、
他方地方財政の現状からみても、この改正を
行なうことは適當でない。
三、公給領収証制度は、消費者に対し料理飲食
等消費税への理解を深め、それによつて、経
営者の徴税を容易ならしめる等、徴税運営
上、必要不可欠の制度であり、この制度を廃
止することはできない。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(送料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(六代)